

# 第 153 号 令和 4 年 10 月発行

## — 目 次 —

記 事	頁
<b>〈巻頭言〉</b>	
創立30周年に当たって 公益財団法人 建設業適正取引推進機構 会長 菊池 洋一	1
ご挨拶 — 30年を経た今「繰り返し伝えること」と「新たに対応すること」— 公益財団法人 建設業適正取引推進機構 理事長 長谷川 新	2
<b>〈特集 ～建設業適正取引推進機構 創立30周年～〉</b>	
建設業適正取引推進機構30年のあゆみ	5
平成24年度以降の各年度における関係行政等の展開と当機構の動き	27
<b>〈機構主催の講習会〉</b>	
機構主催の講習会	71
<b>〈建設業行政等〉 【行政情報】</b>	
令和5年度 国土交通省建設業関係予算概算要求について	83
建設工事標準請負契約約款の実施について(令和4年6月)	86
建設工事標準請負契約約款の実施について(令和4年9月)	92
資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更等について	100
アスファルト合材の適正な取引価格の設定について	102
令和4年度下請取引等実態調査の実施について	104
建設業法令遵守ガイドライン—元請負人と下請負人の関係に係る留意点—の一部改正について	106
発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの一部改正について	114
建設業法施行規則等の一部改正について	123
「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」等の改訂について	126
「建設業取引適正化推進期間」の実施について	130
建設工事紛争取扱状況(令和3年度)	134
中央建設工事紛争審査会紛争処理状況 (令和4年(2022年)度第1四半期)	148
<b>〈建設業行政等〉 【監督処分情報】</b>	
監督処分情報(令和4年7月～9月)	150
<b>〈機構情報〉</b>	
講師派遣のご案内	152
お役に立っています！ 機構の講習会	155
販売図書のご案内	158
建設業取引適正化センターのご案内	160
建設業法令遵守ポスターについて	162

# 特 集

## ～建設業適正取引推進機構 創立30周年～

記 事	ページ
建設業適正取引推進機構30年のあゆみ	5
平成24年度以降の各年度における関係行政等の展開と当機構の動き	27

# 建設業適正取引推進機構 30年のあゆみ

## はじめに

平成4年当時、わが国の建設業は、国民総生産の約2割に相当する建設投資の受け皿を担い、全産業就業人口の約1割の就業者を擁する基幹産業として、国民生活や産業活動の基盤となる建設生産物の供給を通じ、国民経済の発展に重要な役割を果たしていた。

また、わが国は21世紀に向け、住宅や社会資本の整備を強力に推進しており、建設業はその担い手として一層重要な社会的使命を果たすことが期待されていた。

しかしながら、当時の建設業界は構造的な問題を少なからず抱えており、当時の建設省も構造改善プログラムを策定してこの問題に取り組んでいた。この中で、特に、不良不適格業者の排除及び建設生産システムの合理化の推進については、建設業及びその関連業を営む者が、関係法令を十分に理解し、適正な取引関係を構築することにより、公正かつ自由な競争を行うようにするための継続的な取組みが強く求められた。

このため、これら関係者全体を対象として、建設業法、独占禁止法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）その他の関係法令についての継続的な講習事業を実施するとともに、助言・指導を通じてこれらの法令についての関係者の理解を深め、その資質の向上、建設生産システムの合理化、公正かつ自由な競争秩序の確立を促進し、建設業及びその関連業の健全な発展に寄与することを目的として、平成4年10月22日、財団法人建設業適正取引推進機構（以下、公益財団法人への移行後を含め、「当機構」という。）が設立された。

創立30周年を迎えるに当たり、当機構の30年のあゆみを

- I 設立の経緯
- II 創生・発展期（平成4年度から13年度）
- III 転換期（平成14年度から23年度）
- IV 充実期（平成24年度から令和3年度）

に区分して、社会情勢、建設業行政、公正取引行政（以下「公取行政」という。）、暴力団対策行政（以下「暴対行政」という。）の展開と関連付けて記すこととする。

なお、設立の経緯及び平成23年度までの動きについては、「建設業適正取引推進機構10年のあゆみ」（平成14年10月発刊）及び「建設業適正取引推進機構20年のあゆみ」（平成24年11月発刊）も参照されたい。

# I 設立の経緯

## 1. 独占禁止法及びその運用の強化

独占禁止法は、昭和22年に制定され、昭和52年には課徴金制度を創設する法改正がなされたが、入札談合事件で法的措置がとられた事案はそれほど多くはなかった。

しかし、昭和56年には、静岡県内3地区の建設業協会に係る談合事件が摘発され、建設業界の要ともいべき建設業協会が違反した事件として、大きな反響を呼んだ。建設省の中央建設業審議会は、昭和58年3月、建設大臣に対し、「建設工事の入札制度の合理化対策について」の建議を行った。

また、公正取引委員会は、昭和59年2月、公共工事に係る建設業における事業者団体の諸活動に関する独占禁止法上の指針（以下「建設業ガイドライン」という。）をとりまとめて公表した。

平成元年7月から、日米間の貿易と国際収支を調整する上で支障となっている構造問題の解決を目指して、日米構造問題協議が行われ、平成2年6月に最終報告がとりまとめられたが、その中に「独占禁止法及びその運用の強化」が盛り込まれた。これにより、その後、公正取引委員会が入札談合に対する取組みを強化することとなった。また、同報告では、発注機関も、談合行為の抑止に効果的な行政上の措置（指名停止等）を積極的にとることとされた。

その後、公正取引委員会による「刑事告発の方針」の公表、入札談合に対する厳正な対応、課徴金算定率の引上げ等の措置がとられた。

## 2. 埼玉土曜会事件と研修会の実施並びに常設の講習会運営組織の検討

平成3年5月、公正取引委員会は埼玉土曜会事件を摘発した。同事件は、わが国を代表する大手ゼネコンによる談合事件であったこと等により、大きなニュースとなり、建設業界は厳しい反省を迫られた。

同事件を重大視した当時の建設省は、直ちに、各都道府県の建設業協会に働きかけるとともに公正取引委員会の協力を得て、建設関係者に独占禁止法等を周知徹底するための講習会を各都道府県で開催した。

しかし、講習会は1回限りでは不十分であり継続して行う必要があること、建設省が毎年継続して開催することは事実上困難であること等から、専門の機関の設置が必要であると考えられ、平成4年の春にかけて、新たな組織の創設に向けた検討が進められた。

この検討は、当初、独占禁止法の普及啓発組織を創設する方向で始まったが、一括下請負の禁止、下請代金の支払の適正化、施工管理体制の充実など建設業法の普及啓発の必要性も指摘され、建設業法の普及啓発事業も目的に加えられた。また、平成3年5月の暴力団対策法の制定を受け、暴力団排除の社会的な気運が高まってきている中、警察庁からの協力の申出もあり、暴力団対策法の普及啓発も一つの柱とされた。

### 3. 当機構の設立

その後、新組織の財政基盤等の検討、初代会長の人選等が進められ、平成4年10月13日、公正取引委員会元委員長の橋口収氏を設立代表者とする設立発起人会が開催された。翌14日、直ちに建設大臣に設立認可を申請し、22日に建設大臣より設立が認可され、ここに当機構が誕生し、初代会長には橋口氏が就任した。

## II 創生・発展期（平成4年度から13年度）

### 1. 講習会の開催

設立当初、講習会は各都道府県の建設業協会との共催で開催する方針を打ち出した。

平成4年度は、設立後の残された期間が短かったことから、ブロック単位で講習会を開催することとし、当機構と各都道府県建設業協会との共催で全国10ブロックにて開催した。また、奄美建設業協会との共催で講習会を開催したほか、その他の講習会に講師を9回派遣した。

当時、講習会の講師は、公正取引委員会及び建設省の職員が務めており、テキストは、公正取引委員会、建設省又は建設業振興基金が作成した小冊子等であった。

### 2. 会員の募集

当機構では、会員を募集し、会費を主な運営財源の一つとしていることに鑑み、日建連、土工協、社団法人日本電設工業協会等の団体の協力を得るとともに、その他の業界団体や多くの建設企業等を訪問して入会を精力的に依頼し、平成4年度末までに328の企業・団体に入会いただいた（表-1、図-1）。

### 3. 「推進機構情報」の発行

平成5年4月、共催団体及び会員向けの広報誌として、「推進機構情報」の第1号を発行し、これ以降、平成21年度に季刊となるまでは、概ね2か月に1回発行された。

### 4. 自前のテキストの作成

平成5年に至り、当機構の組織も多少充実し、自前のテキストの作成が行われた。

まず、同年4月に、当時、当機構の理事であった金子晃氏を座長として「建設業独占禁止法遵守マニュアル研究委員会」が設けられ、同年10月に「建設業とその関連業界のための独占禁止法遵守の手引」が発刊された。

また、当機構の理事であった三上和幸氏を座長とした「建設業暴力団対策マニュアル研究委員会」が設置され、平成6年3月に「建設業とその関連業界のための暴力団対策の手引」が発刊された。

さらに、平成6年8月には、同年6月の建設業法の大改正を受けて、「建設業法遵守の手引」が発刊された。

## 5. 発注機関向け講習会

発注機関向けの講習会は、平成6年度に一部の県で独占禁止法等に関する講習を行ったのをはじめとして、平成7年度以降は、入札契約制度改革の趣旨の更なる定着・浸透を図るため、公共工事契約業務連絡協議会の主催する講習会に、当機構から講師を幹旋する形で講習を行っている。

## 6. 指名停止基準等の強化及び独占禁止法ガイドラインの改訂

平成6年4月、中央公共工事契約制度運用連絡協議会は、公共工事を巡る不祥事が多発している事態を踏まえて、指名停止期間を従来よりも長期間とすること等を内容とした指名停止基準の改正を行った。

また、同年6月には、不正行為に対する建設業法の監督処分の内容の見直しを行い、独占禁止法に違反した事業者については初犯でも営業停止処分にするるとともに、その営業停止期間を従来より長くするなど処分の強化が図られた。

公正取引委員会は、平成6年7月、昭和59年に公表した建設業ガイドラインに替わる公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針（以下「入札ガイドライン」という。）を公表した。

また、平成7年10月には、事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針（以下「事業者団体ガイドライン」という。）を公表し、昭和54年に公表した指針を廃止した。事業者団体ガイドラインは、建設業ガイドラインでは独占禁止法には違反しないとしていた「事業者団体が構成事業者から受注実績、受注計画に関する情報を徴し、提供すること」をクロ（原則違反）とするなど、事業者団体等の行為に独占禁止法をより厳しく適用する内容であった。

## 7. 講習会事業の順調な実施

講習会は、平成5年度に96回実施され、2万人以上が受講するなど、その後も順調に実施された（表-2、図-2①及び②）。

特に、共催の講習会は、平成5年度から13年度までの間、年間43回から59回開催され、毎年度ほとんどの都道府県協会で開催された。また、この時期には、日建連等都道府県協会以外の団体との共催の講習会も開催された。

また、平成7年度から10年度までに、発注者向けの講習会が年間40回以上開催され、これは、この間に公共工事の入札・契約制度に次々と改善措置が打ち出され、実施されたことによるものと考えられる。

講習の科目を見ると、独占禁止法関係が最も多く（表-3、図-3）、これは、この時期に公正取引委員会の建設業界に対する独占禁止法関係の法的措置が頻繁にとられたことに

も関係があると思われる。

## 8. テキスト等の充実

この間、テキストの三本柱である「建設業法遵守の手引」、「独占禁止法遵守の手引」、「暴力団対策の手引」の改訂を逐次行うとともに、その時々々の建設業をめぐる状況に対応し、「公共事業とWTO政府調達」、「マイホーム建築の心得」（平成7年度）、「解説 公共事業『行動計画』運用指針」（平成8年度）、「（問答式による）WTO政府調達協定・行動計画」（平成9年度）、「やさしい公共工事入札の解説—WTO政府調達協定対応—」（平成11年度）などの書籍を発行した。

また、次に述べる当機構の業務の見直しに関連して、建設業法関係のサブテキストとして、「建設業をめぐる最近の話題」（平成11・12・13年度）、「入札・契約制度改革」（平成11・12年度）、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律のあらまし」（平成13年度）が、独占禁止法関係のサブテキストとして「建設業とその関連業界における最近の独占禁止法の審決の概要について」（平成11年度）、「建設業とその関連業界に係る独占禁止法遵守に関する参考資料」（平成11・12年度）、「建設業とその関連業界の独占禁止法違反事件」（平成12・13年度）、「独占禁止法遵守マニュアル作成の手引」（平成13年度）、「公正取引委員会と競争政策の動向等」（平成13年度）が作成された。

## 9. 当機構の業務の見直し及びホームページの開設

当機構発足から7年が経過し、「毎年同じ内容、同じ資料で漫然と講習会を行っている」等のマンネリ化もみられ始めたことから、各都道府県建設業協会の専務理事クラスから意見・要望等を聴取するための会合を平成11年に開催するとともに、上記8に述べたサブテキストの充実等の改善が図られた。

また、当機構のPR及び会員に対するサービス向上のため、平成12年2月にホームページを開設した。

## 10. 国土交通省の発足と入契法の施行等

平成13年1月、中央省庁の再編で国土交通省が発足し、地方建設局が地方整備局に衣替えするとともに、各地方整備局に建政部が設けられ、建設業の許可等産業行政に関する業務の相当部分が地方整備局に移管された。

また、同年から公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入契法」という。）が施行された。

さらに、公正取引委員会による立入検査が建設業界やその関連業界に広く行われるようになったことと相俟って、平成13年度の講習会回数は前年度より著しく増加して248回、受講者数は27,694名と過去最高を記録した（表-2、図-2①及び②）。

## Ⅲ 転換期（平成14年度から23年度）

### 1. 建設業界の状況

建設投資は、平成4年度の約84兆円をピークに、平成22年度には約42兆円とピーク時の半分となり、建設業の収益状況も悪化した。

一方、世間の法令遵守意識の高まりや独占禁止法の再度の改正による規制・取締りの強化等を受けて、平成17年12月には日建連などの3団体が「公正な企業活動の推進について（独占禁止法の遵守）」を会員に通知するなど、建設業界においても法令遵守、脱談合の意識の浸透が図られた。

他方、これと反比例するように、公共工事における低価格競争、いわゆるダンピング入札が頻発するようになった。これに対し、公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という。）の施行等の対策がとられたが、その後もダンピング入札は減少せず、建設業界の疲弊の一因となった。

こうした中で、全国建設業協会傘下の各都道府県建設業協会の会員は大幅に減少し、最も多かった時期と比較して概ね3分の2になったと言われている。

### 2. 講習会回数の減少

上記のような建設業界の状況の影響もあり、当機構の講習会回数は、平成13年度の248回をピークとして減少し、平成20年度には116回となった（表-2、図-2①）。特に、独占禁止法関係の回数の落ち込みが大きく、平成14年度には150回であったものが、平成23年度には15回にまで減少した（表-3、図-3）。

この間、平成15年1月の入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（以下、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」に改正された後を含め、「官製談合防止法」という。）の施行を受けて、同年5月に「官製談合防止法の手引」と題するテキストを作成し、同法の講習を実施するなどの対応を図ったが、全体の傾向を変えるには至らなかった。

### 3. 会員数の減少

会員についても、建設業界の不況、競争激化による企業の倒産、統廃合等により、企業・団体の退会が相次いだために、平成13年度末の373会員をピークに減少し、平成23年度末には233会員となった（表-1、図-1）。

### 4. コンプライアンス講習の開始

企業におけるコンプライアンスへの取組みが大きな課題となり、建設業界においても、相次ぐ不祥事報道により社会的評価を落とす等、国民の公共事業バッシングの一因ともなっている状況を受け、当機構においても従来の独占禁止法、建設業法等の講習に加えて、

「コンプライアンス」に関する講習を新たに実施することとした。

このため、平成19年2月に、当時、当機構の理事であった矢部丈太郎氏を座長として「建設業コンプライアンス検討委員会」が設けられ、同年6月、講習会用テキスト「建設業とコンプライアンス」が発刊された。また、同年9月には、「建設業のためのコンプライアンス」と名付けた一般向け図書も発刊された。

コンプライアンスの講習会は、同年7月から、栃木県、鳥取県、福井県等の協会との共催の形式で開催されたが、講師は、主として当機構の理事長、専務理事、常務理事が務めた。コンプライアンスの講習は、その後、講習科目の一つの柱となっている（表-3、図-3）。

また、土工協から全国でコンプライアンスの講習を行いたいとの要望があり、平成19年11月から12月にかけて、全国9地区で講習会を開催した。このときの講師は、検討委員会座長の矢部丈太郎氏及び委員の中村義人氏にお願いした。

## 5. 主催講習会の開始

当機構は、設立以来、都道府県建設業協会等との共催や企業・団体の講習会に講師を派遣するという形で関係法令等の講習を実施してきたが、講習会を実施していない企業や団体の構成員からも講習を受講したいという希望があったほか、企業や団体が実施した講習を受講できなかった方がいることも念頭に置いて、平成19年度から、当機構主催の講習会を実施することとした。

当初は、受講希望者数が必ずしも予測できなかったため、当機構の会議室を会場とした小規模な講習会を企画した。しかし、同年10月から翌年2月の間に開催した3回の講習会（講習科目：建設業法、独占禁止法、コンプライアンス）の受講希望者は、いずれも定員を超えたため、急遽、受講者を2回に分けて講習を行うほどの盛況ぶりであった。

平成20年度以降は、予測された受講希望者数に合わせて、外部の会議室を利用して講習会を実施している。

また、平成22年度以降は、大阪、仙台、名古屋、福岡等の地方主要都市においても主催講習会を実施している。

## 6. 紛争相談事業の開始

平成21年5月、国土交通省は、請負契約をめぐる元請・下請間のトラブルに対する相談体制の強化を図るため、弁護士等の専門家が契約上のトラブルに応じたアドバイスを行う建設業取引適正化センターを東京及び大阪に設置することとし、その業務を外部委託する旨発表した。

これを受けて当機構では、当該業務を受託すべく、適正化センターにおける相談業務の進め方等について検討を進めるとともに、関係団体の協力を得て、相談指導員である弁護士並びに土木及び建築の専門家等の人選や設置場所を検討するなど、同業務の企画内容を全体的に整えた上で、同年6月、国土交通省に企画提案書を提出した。

国土交通省における審査の結果、当該業務を当機構が受託し、同年7月29日、東京及び大阪に「建設業取引適正化センター」を開設して、紛争相談事業を開始した。

なお、平成22年度以降も、毎年度、競争入札を経て同業務を受託し、これを実施している。

## 7. 「推進機構情報」の改善

平成21年7月号から、巻頭言やその時々に応じた特集記事、建設業の裁判事例などの記事も掲載することとし、広報誌としての充実を図った。また、これに併せて、季刊とすることとした。

さらに、平成24年1月号から、雑誌名を、より広報誌らしく「CITIO」に改めた。「CITIO」とは、Construction Industry Transaction Improvement Organizationの略である。

## 8. 講習科目の充実

当機構は、創立以来、建設業法、独占禁止法、暴力団対策法を三本の柱として講習を行ってきた。

また、その後も、①平成15年1月の官製談合防止法の施行を受けた「官製談合防止法」、②平成15年6月の下請代金支払遅延等防止法の改正を受けた「下請法」、③平成19年6月の建設業法令遵守ガイドラインの策定を受けた「建設業の元請・下請ルール」、④平成19年度の「コンプライアンス」など、世の中の動きに対応してテキスト及び講習の充実を図った。

平成23年度には、①発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの策定を受けた「発注者・受注者間の建設工事請負ルール」及び②受託研究の成果をまとめた「建設業判例30選」を発刊し、これを受けて講習内容の充実を図った。

## 9. 公益財団法人への移行

平成18年6月にいわゆる公益法人改革関係三法が公布されて、平成20年12月から施行され、従来の公益法人（社団法人・財団法人）は特例民法法人（特例社団法人・特例財団法人）となり、特例財団法人は5年以内に一般財団法人又は公益財団法人に移行しなければならないこととなった。

これを受けて、当機構でも、平成23年11月に、評議員会及び理事会を開催し、「公益財団法人に移行した場合の最初の評議員を選定する評議員選定委員会の委員の選任」及び「公益財団法人に移行した場合の最初の評議員の候補者の推薦」を行い、また、評議員選定委員会を開催し、公益財団法人に移行した場合の最初の評議員を選定した。

さらに、平成24年1月に評議員会及び理事会を開催し、「公益財団法人に移行した場合の定款の変更」、公益認定書類等について、審議、議決し、同年2月に内閣総理大臣に対し公益財団法人への移行認定の申請を行い、同年10月26日に公益財団法人として認定さ

れ、11月1日に設立の登記を行った。

## IV 充実期（平成24年度から令和3年度）

### 1. 建設業界の状況

建設投資は、ピーク時（平成4年度）の約84兆円から、平成22年度には約42兆円まで落ち込んだが、その後は増加傾向にあり、令和3年度は建築補修を含めて約63兆円となる見通しである。一方、建設業就業者は、令和3年平均で55歳以上が約36%、29歳以下が約12%と高齢化が進行し、担い手の確保が大きな課題となっている。

こうした中で、平成26年には、建設投資の急激な減少や競争の激化により建設業の経営を取り巻く環境が悪化し、ダンピング受注等による建設企業の疲弊や下請企業へのしわ寄せを招き、結果として現場の技能労働者の高齢化や若年入職者の減少といった構造的な問題が生じていることに対処するため、担い手三法（公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律及び建設業法等の一部を改正する法律）が6月に公布された。また、令和元年には、建設業の働き方改革の推進や生産性向上、災害時の緊急対応強化、持続可能な事業環境の確保を目的として、新・担い手三法（公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律及び建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律）が6月に公布された。

一方、独占禁止法については、平成25年に、公正取引委員会が行う審判制度を廃止し、公正取引委員会の行政処分（排除措置命令等）に対する不服審査は抗告訴訟として東京地方裁判所において審理することとする等の改正が行われ、12月に公布された。また、令和元年には、事業者による調査協力を促進し、適切な課徴金を課すことができるものとするなどにより、不当な取引制限等を一層抑止し、公正で自由な競争によるわが国経済の活性化と消費者利益の増進を図るために、課徴金減免制度に係る調査協力減算制度の導入、減免対象事業者数の上限の廃止等の改正が行われ、6月に公布された。

また、暴力団対策法については、平成24年に、特定抗争指定暴力団等の指定を含む市民生活に対する危険を防止するための規定の整備、暴力的要求行為等に対する規制の強化、都道府県暴力追放運動推進センターによる暴力団事務所使用の差止請求制度の導入等の改正が行われ、8月に公布された。なお、既述の平成26年の担い手三法においては、許可申請者や役員等が、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は暴力団員等がその事業活動を支配する者であることを、建設業の許可に係る欠格要件及び取消事由に追加する等の改正も行われた。

### 2. 講習会及びテキストの充実と講習会回数の増加

上記1に述べた法改正のほか、平成30年における働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律や新たな外国人材受入れのための在留資格を創設する出入国管理及

ひ難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の公布に伴い、その内容をいち早く講習会に取り入れるのはもとより、関係するテキストも速やかに改訂した。すなわち、平成24年度には改正暴力団対策法を踏まえて「暴力団対策の手引」を改訂するとともに、平成26年度及び27年度には担い手三法及び平成25年改正独占禁止法を、令和元年度及び2年度には新・担い手三法及び令和元年改正独占禁止法を踏まえて、「建設業法遵守の手引」、「建設業の元請・下請ルール」、「独占禁止法遵守の手引」等を改訂した。また、主催講習会において、労働関係法、外国人就労関係法等の制度運用につき、外部講師を活用した特別講義を実施した。加えて、建設業者が刑法の入札妨害罪等によって摘発される例が相変わらず目につく状況を踏まえ、刑法（入札妨害罪等）の運用について、規定や事例等を説明し、その周知・徹底を図るなどにより、講習内容の充実やメニューの多様化に取り組んだ。

さらに、建設業及びその関連業において、より多くの従事者が建設業法についての理解を深められるよう、初心者を中心に「初めて学ぶ建設業法」を平成24年度に発刊し、平成27年度には初心者のみならず幅広い層に活用されるように「基礎から学ぶ建設業法」と改め、さらに令和元年度には建設業に関連が深い他の主な法令の解説も含めた「基礎から学ぶ建設業のルール」として刊行した。また、特に公共工事発注機関において必要なコンプライアンスに関する実践的知識を集約した「公共工事発注者のためのコンプライアンス」を平成28年度に発刊したほか、「下請法遵守の手引」及び「建設業争訟事例100選」を平成24年度に、「独占禁止法遵守マニュアル作成の手引」、「建設業のための改正会社法」及び「反社会的勢力への対応方策」を平成26年度に発刊した。

こうした取組みに加え、コンプライアンス意識の向上等を契機とした個別企業・団体からの講師派遣依頼の増加もあって、講習会回数は増加し、担い手三法が公布された平成26年度から令和元年度まで、年間200回前後で推移した（表-2、図-2①）。科目別開催回数は、建設業法関係が過半を占め、独占禁止法関係も往時には及ばないものの増加した（表-3、図-3）。

### 3. 新型コロナウイルス感染拡大の影響と講習会のライブ配信の開始

令和2年4月に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出され、感染拡大防止のために講習会等のイベントの実施を含む企業活動を自粛する動きが広がったことを受け、同年6月までに予定していた3回の主催講習会は中止し、同月までの企業・団体への講師派遣等もわずか2回にとどまった。同年7月からは、主催講習会を、受付時の検温、マスク着用、1人1机等の感染防止対策をとった上で再開し、企業・団体への講師派遣等も徐々に回復していったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響は大きく、令和2年度における講習会回数は87回（令和元年度の約45%）、受講者数は6,615名（同約62%）にとどまった（表-2、図-2①及び②）。

こうした中で、感染防止のため、会場に集まらなくても受講できるライブ配信の実施が求められたことから、企業・団体への講師派遣等については、同年7月から派遣先等の要

望に応じてライブ配信を実施し、主催講習会についても、同年10月からライブ配信を開始した。その結果、令和2年度においては、全講習会の約62%に当たる54回につきライブ配信を行い、全受講者の約59%に当たる3,903名がライブ配信により受講した。

このライブ配信の導入は、その後の新型コロナウイルス感染症の影響からの持ち直しに大きく貢献した。すなわち、令和3年度における講習会回数は140回（令和2年度の約1.6倍）、受講者数は9,448名（同約1.4倍）と、いずれも大幅に増加したが、全講習会の約83%に当たる116回につきライブ配信を行い、全受講者の約81%に当たる7,612名がライブ配信により受講した。

#### **4. 建設業取引適正化推進月間への講師派遣等の開始**

平成26年度より国土交通省及び都道府県が主催する建設業取引適正化推進月間の協賛団体となり、地方整備局等での講習会に対し、講師派遣等を行うこととし、同年度には4か所の講習会に講師派遣等を行い、参加者数は計440名であった。その後も、新型コロナウイルス感染拡大防止のため「建設業取引適正化推進期間」として3か月間にわたって分散実施された令和2年度及び3年度を含め、毎年度数か所の講習会に講師派遣等を行っている。このうち令和3年度においては、一部にライブ配信等を導入したことにより、参加者数が計1,944名に上った。

#### **5. 法令相談件数の増加**

当機構においては、設立以来、建設業及びその関連業を営む者が遵守しなければならない重要法令である独占禁止法、建設業法等に関する相談に応じ、相談者への指導・助言を行ってきた。

この法令相談の件数は、独占禁止法関係と建設業法関係の合計で、平成13年度までは年間80件前後、14年度から23年度までは年間160件前後で推移したが、24年度以降は年間240件前後と増加傾向が更に顕著になり、30年度には過去最高の289件となった（表-4①～③、図-4）。特に、建設業法関係の相談が増加しており、これは、担い手三法や新・担い手三法の公布等を背景とした企業の法令遵守意識の高まりによるものと考えられる。

#### **6. 建設業適正取引懇談会の開始**

平成26年度より建設業適正取引懇談会を設置して、建設業及びその主要な関連業の法務部門等の責任者並びに建設産業行政の責任者との定期的な情報交換・意見交換を行うこととし、同年度には、「建設業適正取引推進機構の取組」、「二次下請以降での適正取引遵守」等をテーマに計3回開催した。その後も、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催を見送った令和2年度を除いて、法令等制度の改正やこれに関する業界の実情等をテーマに、年に数回ずつ開催している。

## 7. 紛争相談事業の着実な実施

平成24年度から令和3年度までの各年度においても、「建設業取引適正化センターの設置業務」を国土交通省から競争入札により受託し、東京及び大阪にセンターを設置して、下請代金不払い等の相談に応じた。

相談件数は、平成24年度に1,676件に達した後に27年度にかけて減少したものの、その後は年間1,400件前後で安定的に推移している（表-5、図-5）。

紛争内容類型別には、「下請代金の争い」が、減少傾向にはあるものの、最も多くなっている。また、「その他」が増加しつつあるが、その内容は、建設業関係法令等の内容の問合せや元請・下請間の紛争を回避するための事前相談等であり、元請・下請間の関係改善のための意識の高まりによるものと考えられる。

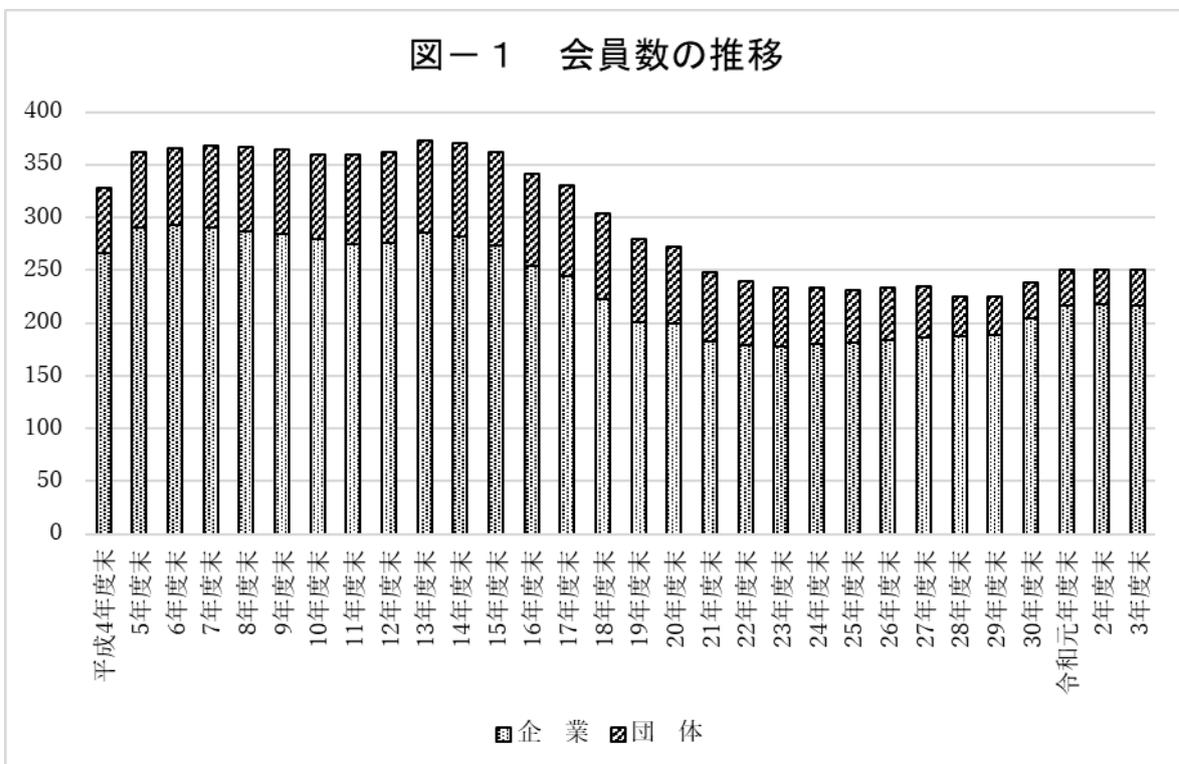
## 8. 会員数の増加

会員数は、平成28年度末に225会員まで減少したが、平成30年度を中心に勧誘活動を精力的に行った結果、令和3年度末には250会員となった（表-1、図-1）。

表－1 会員数の推移

	企業	団体	合計		企業	団体	合計
平成4年度末	266	62	328	平成19年度末	201	79	280
5年度末	291	71	362	20年度末	199	73	272
6年度末	293	73	366	21年度末	183	65	248
7年度末	291	77	368	22年度末	179	60	239
8年度末	287	80	367	23年度末	178	55	233
9年度末	284	80	364	24年度末	180	53	233
10年度末	280	80	360	25年度末	181	50	231
11年度末	275	84	359	26年度末	184	50	234
12年度末	276	86	362	27年度末	186	49	235
13年度末	286	87	373	28年度末	187	38	225
14年度末	282	88	370	29年度末	189	36	225
15年度末	273	89	362	30年度末	204	34	238
16年度末	254	87	341	令和元年度末	217	34	251
17年度末	245	85	330	2年度末	218	33	251
18年度末	222	82	304	3年度末	217	33	250

図－1 会員数の推移



表－２ 講習会の開催回数及び受講者数の推移

	建設業協会との共催		企業・団体への講師派遣		発注者への講師派遣		主催講習		合計	
	開催回数	受講者数	開催回数	受講者数	開催回数	受講者数	開催回数	受講者数	開催回数	受講者数
平成４年度	11	2,079	9	738	0	0	－	－	20	2,817
５年度	55	13,255	41	6,883	0	0	－	－	96	20,138
６年度	49	12,129	47	6,574	7	834	－	－	103	19,537
７年度	59	13,448	26	3,266	46	5,421	－	－	131	22,135
８年度	52	10,061	24	2,833	42	4,947	－	－	118	17,841
９年度	48	9,831	26	3,038	49	5,395	－	－	123	18,264
10年度	49	9,315	28	2,839	43	4,564	－	－	120	16,718
11年度	43	8,435	65	6,290	35	4,081	－	－	143	18,806
12年度	50	8,732	61	5,922	36	4,526	－	－	147	19,180
13年度	54	10,585	171	13,622	23	3,487	－	－	248	27,694
14年度	49	7,769	105	6,948	37	3,880	－	－	191	18,597
15年度	43	7,112	90	7,587	36	3,068	－	－	169	17,767
16年度	45	6,360	78	5,464	24	2,293	－	－	147	14,117
17年度	40	6,221	70	4,895	23	1,875	－	－	133	12,991
18年度	34	4,918	73	5,323	22	1,182	－	－	129	11,423
19年度	39	4,132	73	5,989	14	787	6	124	132	11,032
20年度	24	2,976	66	3,966	13	1,105	13	516	116	8,563
21年度	20	1,870	95	6,299	12	968	6	387	133	9,524
22年度	19	1,793	89	6,338	10	743	7	610	125	9,484
23年度	17	1,776	92	6,798	10	749	7	848	126	10,171
24年度	16	1,835	123	6,651	9	674	11	1,145	159	10,305
25年度	13	1,249	111	7,239	13	643	5	175	142	9,306
26年度	14	1,386	177	8,523	16	836	8	346	215	11,091
27年度	11	1,139	139	7,320	17	872	7	466	174	9,797
28年度	10	1,095	186	8,892	16	766	11	565	223	11,318
29年度	9	1,004	133	7,028	20	1,194	8	495	170	9,721
30年度	12	1,180	182	8,400	19	1,167	11	712	224	11,459
令和元年度	12	1,122	149	7,475	21	1,340	12	788	194	10,725
２年度	8	717	64	5,300	6	280	9	318	87	6,615
３年度	10	973	86	6,161	28	1,753	16	561	140	9,448
合計	915	154,497	2,679	184,601	647	59,430	137	8,056	4,378	406,584

図-2① 講習会の開催回数の推移

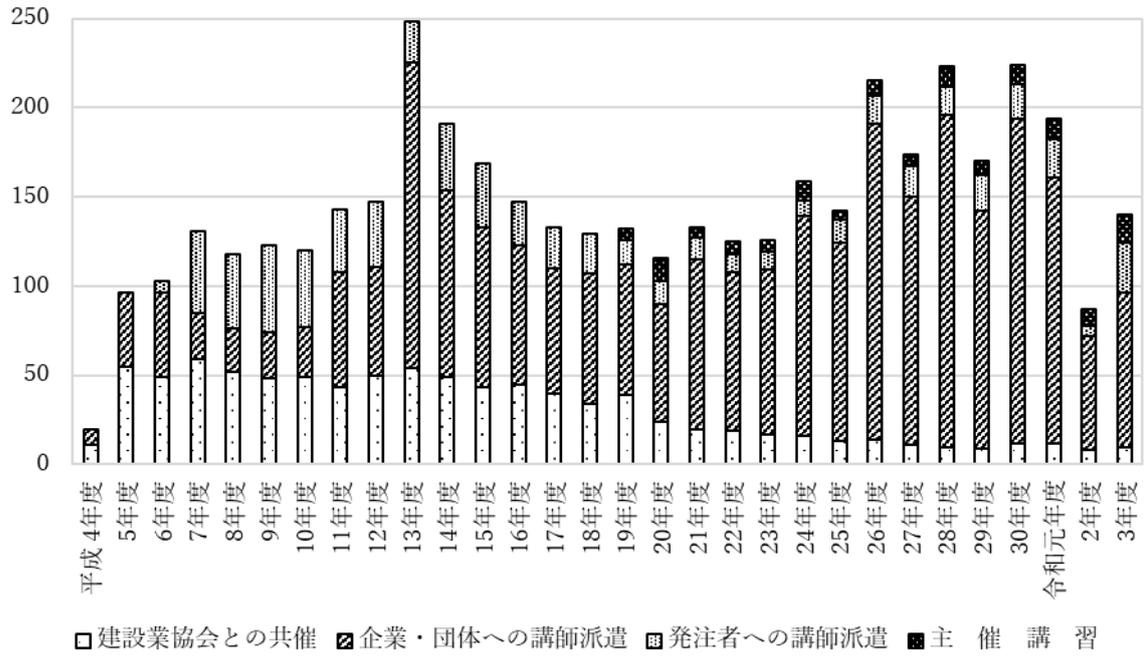
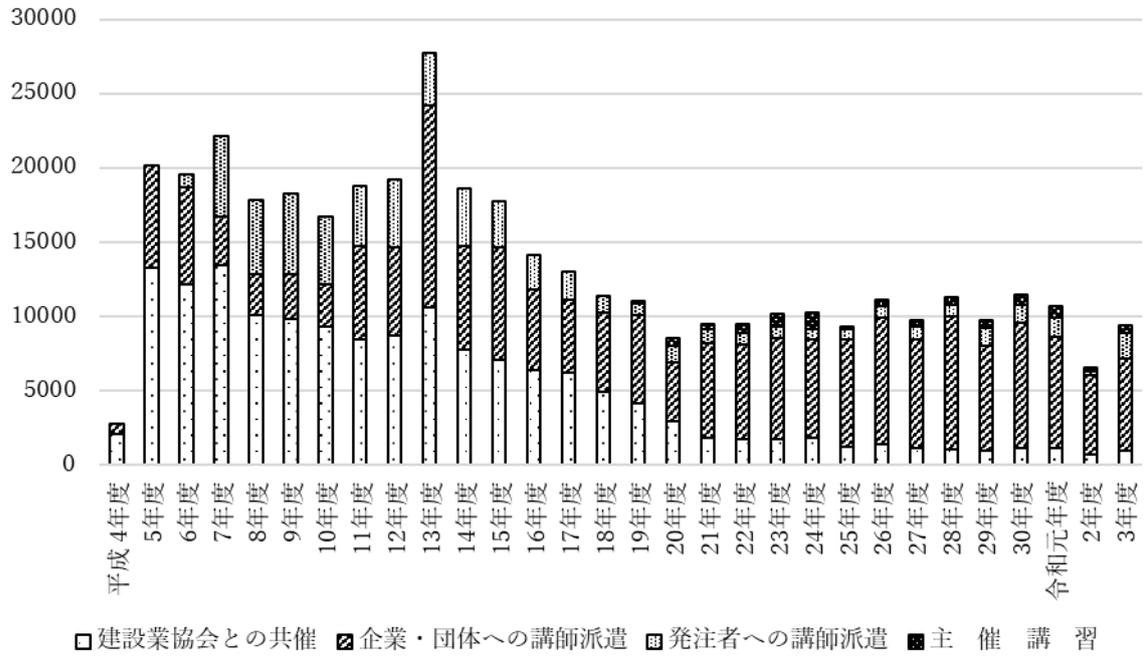


図-2② 講習会の受講者数の推移

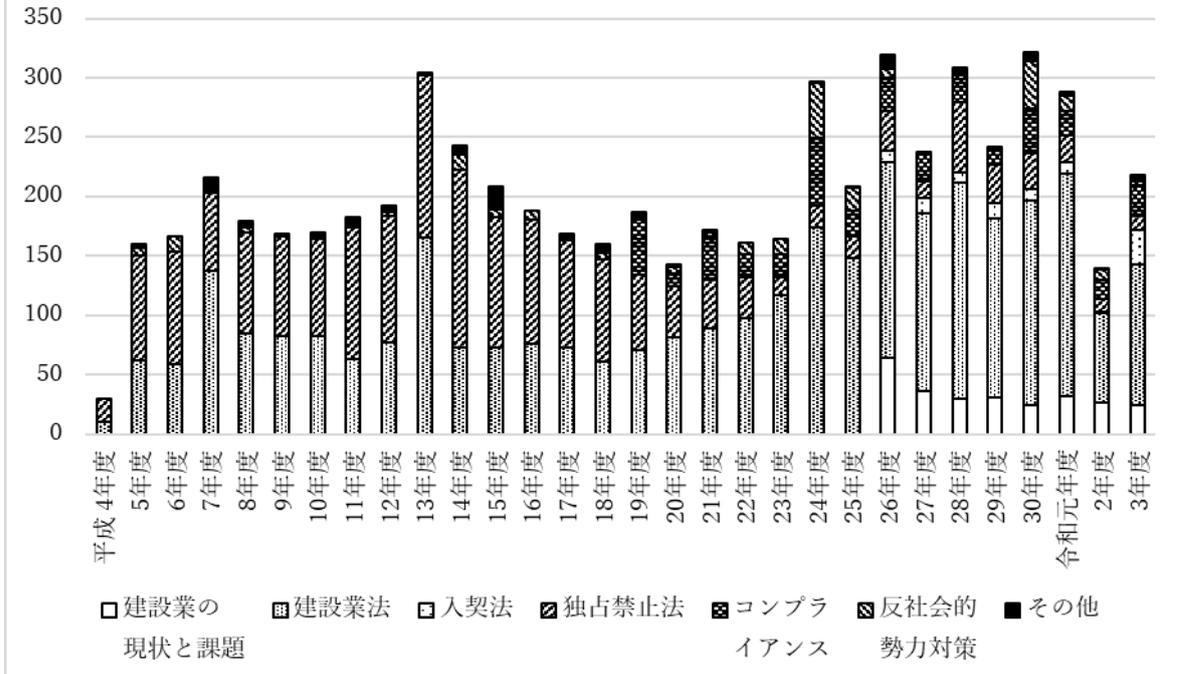


表－3 講習会の科目別開催回数の推移

	建設業の 現状と課題	建設業法	入契法	独占禁止法	コンプラ イアンス	反社会的 勢力対策	その他	合 計
平成 4 年度	—	10	—	20	—	0	0	30
5 年度	—	62	—	88	—	7	3	160
6 年度	—	59	—	95	—	13	0	167
7 年度	—	137	—	66	—	2	11	216
8 年度	—	85	—	85	—	4	5	179
9 年度	—	82	—	84	—	2	1	169
10 年度	—	82	—	82	—	1	5	170
11 年度	—	63	—	111	—	0	9	183
12 年度	—	77	—	107	—	3	5	192
13 年度	—	165	—	137	—	0	2	304
14 年度	—	73	—	150	—	12	8	243
15 年度	—	73	—	110	—	6	20	209
16 年度	—	76	—	104	—	8	0	188
17 年度	—	73	—	90	—	2	4	169
18 年度	—	61	—	86	—	6	7	160
19 年度	—	71	—	63	47	1	5	187
20 年度	—	81	—	44	10	6	2	143
21 年度	—	89	—	41	37	3	2	172
22 年度	—	97	—	35	19	10	0	161
23 年度	—	117	—	15	19	13	0	164
24 年度	—	174	—	18	57	47	1	297
25 年度	—	148	—	19	21	19	1	208
26 年度	64	165	10	33	28	8	11	319
27 年度	36	150	13	14	23	0	2	238
28 年度	30	182	8	60	22	0	7	309
29 年度	31	151	12	33	14	0	1	242
30 年度	24	173	9	31	37	40	8	322
令和元年度	32	187	10	23	20	13	3	288
2 年度	26	76	1	11	16	8	2	140
3 年度	24	119	29	12	26	3	5	218
合 計	267	3,158	92	1,867	396	237	130	6,147

※ 「建設業の現状と課題」及び「入契法」は、平成25年度までは「建設業法」に含めて計上。

図-3 講習会の科目別開催回数の推移



※ 「建設業の現状と課題」及び「入契法」は、平成25年度までは「建設業法」に含めて計上。

表－４① 法令相談の内容別件数の推移（平成５年度～１３年度）

	５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度	１１年度	１２年度	１３年度
１．独占禁止法関係									
独占禁止法遵守マニュアル	１	１	２	１	１	１	１５	９	３５
事業者団体の活動等	６	９		６	１	１	９	１	３
入札ガイドライン	１	６	４	３					３
不公正な取引方法	３	６	１	５	２	４	３	６	１４
独占禁止法３条、８条の解釈	３	２	４		１	５	７	１０	５
課徴金		１			１		３	２	１
独占禁止法の処理手続			１	１	１		３	３	１１
特許の実施	１						１		１
独占禁止法の適用除外				１		２	１		
告発について		１						２	
その他	１		３		１		１		６
計	１６	２６	１５	１７	８	１３	４３	３３	７９
２．建設業法関係									
建設業の許可			９	１２	９	９	９	５	９
許可の基準		３	４	４			２	６	
建設業法上の建設工事				２			２	１	
技術者の配置		８	３２	１０	５	５	１２	１１	１９
現場専任制度			１１	４	７	４	１	６	６
施工体制台帳の整備等		１	１９	６	２		４	１	５
施工体系図					１				
下請契約	２			２			１	７	５
下請代金の支払等					６	２	３	４	４
一括下請負の禁止		７	３	７	２	１	３	４	１７
経営事項審査		１	２	３	４	１			１
帳簿の備付け		１	８	２	１				１
標識の設置			２				１		１
監督処分		２	５	４	２	５	２	２	
その他	１	３	６	３	１	１	７	７	１０
計	３	２６	１０１	５９	４０	２８	４７	５４	７８
合 計	１９	５２	１１６	７６	４８	４１	９０	８７	１５７

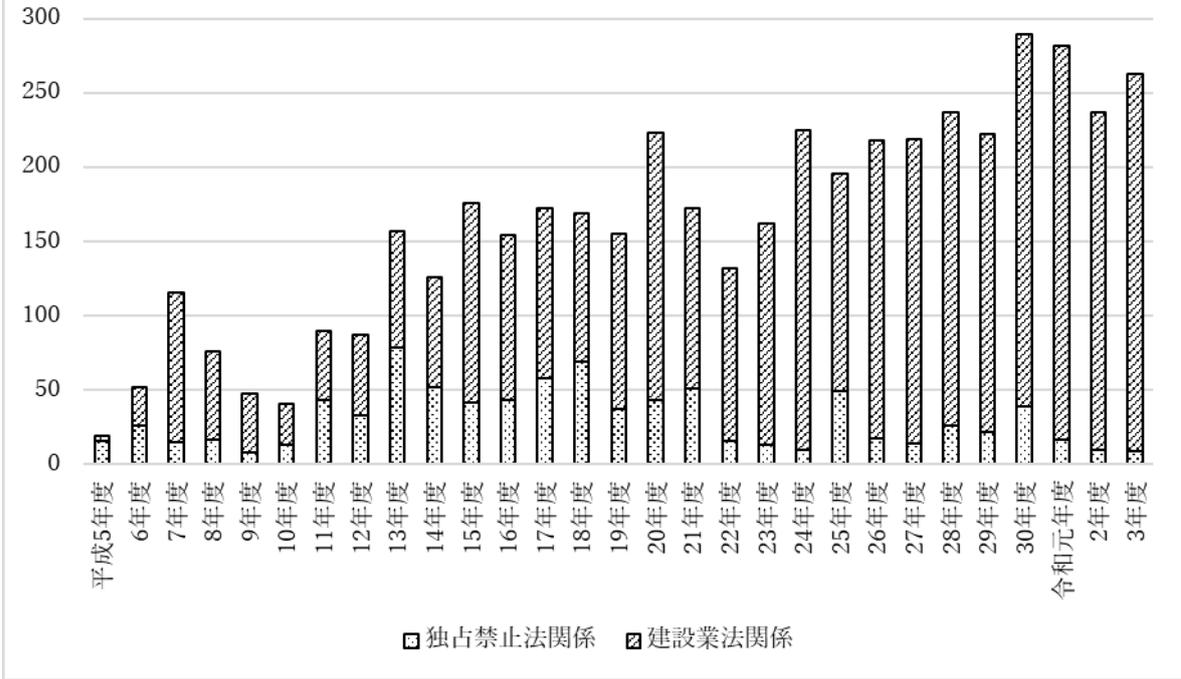
表－４② 法令相談の内容別件数の推移（平成１４年度～２３年度）

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1. 独占禁止法関係										
独占禁止法遵守マニュアル	20	6	3	5	1	3	5	5		
事業者団体の活動等	3	1	2	2	6	2	7			
入札ガイドライン	2	3	2	4	7	1	6	3	1	4
不公正な取引方法	3	3	1	1	2	4	4	8	2	
独占禁止法3条、8条の解釈	6	5	6	1	3					
課徴金		5	3	13	16	5	4		1	
独占禁止法の処理手続	11	4	10	8	11	2			1	
独占禁止法遵守の手法	6	3	2	4	5	1	3	4	1	1
下請取引・下請法	1	5	6	2	2	4	4	4		
不当な取引制限						4	2	9	4	4
その他		7	8	18	16	11	8	18	6	4
計	52	42	43	58	69	37	43	51	16	13
2. 建設業法関係										
建設業の許可	7	27	19	17	28	16	11	16	4	8
許可の基準	2	4	4	2		1				
建設業法上の建設工事	1	8	2	6	2					
技術者の配置	23	25	15	23	20	27	69	17	17	39
現場専任制度	7	7	7	5	5	8	12	10	36	21
施工体制台帳の整備等	8	9	5	7	3	6	19	8	8	18
施工体系図	2		1				14	7	7	14
下請契約	4	9	7	11	5	8	7	8	17	12
下請代金の支払等	3	9	7	7	14	19	5	7	4	2
一括下請負の禁止	4	12	12	12	6	21	22	8	3	4
経営事項審査		1	4		1	4	12	4		
帳簿の備付け	1			7	2	1	7	4	3	25
監督処分	1		1	3	4	1				
業種区分								15	17	4
その他	11	23	27	14	10	6	2	17		2
計	74	134	111	114	100	118	180	121	116	149
合 計	126	176	154	172	169	155	223	172	132	162

表－４③ 法令相談の内容別件数の推移（平成２４年度～令和３年度）

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
1. 独占禁止法関係										
不当な取引制限 (入札談合等)	1	18	9	2	17	8	29	9	5	5
下請代金支払遅延等 防止法	2	1	3	1	4	8	4		1	2
不公正な取引方法	1	3		2	1	3	2	1		
排除措置命令	1	2	1	2						
課徴金	1	11	1	3	2		1	2	1	1
独占禁止法		3		1	1	1	3	3	3	
その他	4	11	4	3	1	2		2		1
計	10	49	18	14	26	22	39	17	10	9
2. 建設業法関係										
請負契約	15	24	17	41	26	44	50	48	50	58
業種区分	13	15	20	26	20	21	25	19	13	10
専任技術者等	23	9	30	38	43	33	52	51	45	50
建設業の許可	7	5	12	17	31	19	19	22	29	21
営業所			15	20	4	8	13	19	13	9
監督処分等		9	48	12	9	5	4	4		8
下請代金の支払等	2	1	8	7	11	11	14	9	6	5
工事の定義			17	17	16	13	17	18	10	22
一括下請負の禁止	6	3	7	6	7	11	9	10	6	8
施工体制台帳	27	11	8	14	11	9	12	16	12	22
社会保険等		15		4	7	2	4	2	6	1
技術者資格	50	28	7		2	1	2	4	3	12
見積			4		6	6	3	6	2	3
共同企業体	5	2	4		4	5	5	3	8	6
経営事項審査			3	2	1	1	1	1		
その他	67	25		1	13	11	20	33	24	19
計	215	147	200	205	211	200	250	265	227	254
合 計	225	196	218	219	237	222	289	282	237	263

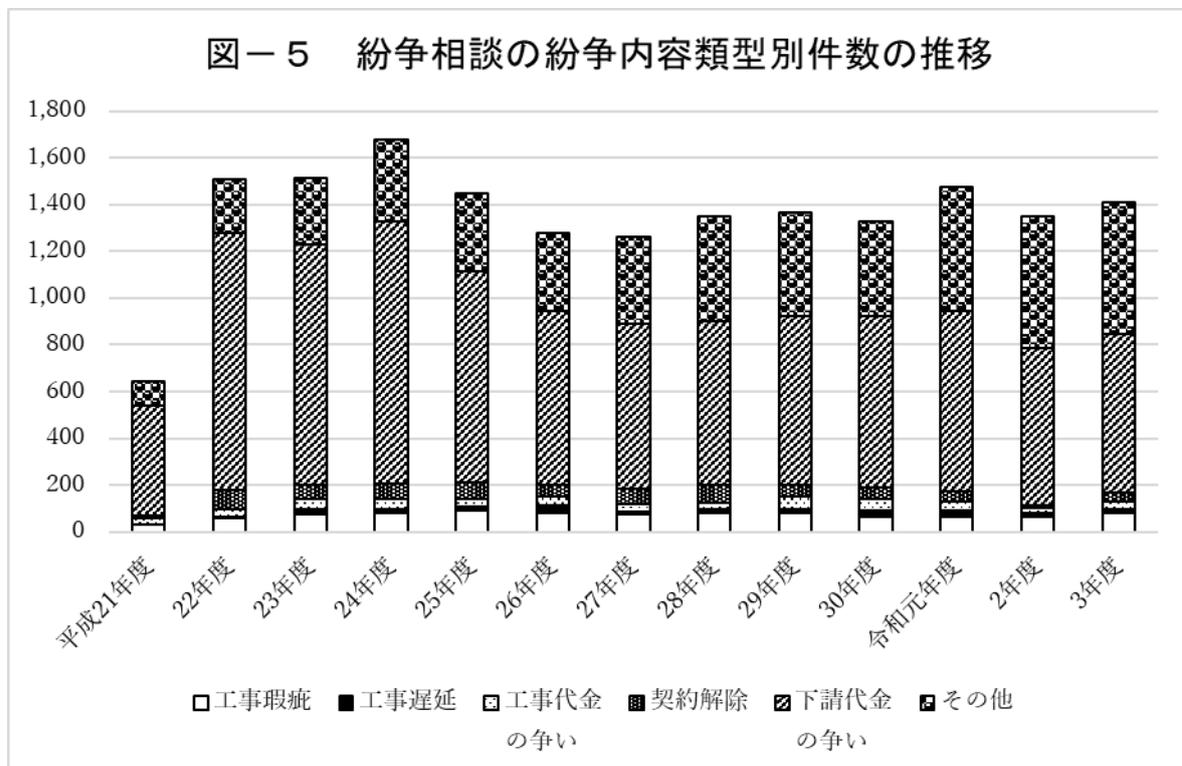
図-4 法令相談件数の推移



表－５ 紛争相談の紛争内容類型別件数の推移

	工事瑕疵	工事遅延	工事代金の争い	契約解除	下請代金の争い	その他	合 計
平成21年度	30	2	25	11	470	104	632
22年度	56	8	33	83	1,096	234	1,510
23年度	73	25	40	63	1,029	286	1,516
24年度	83	14	42	67	1,120	350	1,676
25年度	92	18	29	71	903	332	1,445
26年度	82	29	39	49	746	335	1,280
27年度	74	12	35	63	708	371	1,263
28年度	81	15	28	77	699	448	1,348
29年度	80	16	58	49	720	441	1,364
30年度	66	23	50	50	735	403	1,327
令和元年度	65	25	39	46	771	528	1,474
2年度	64	15	26	11	672	562	1,350
3年度	80	19	28	42	678	561	1,408
合 計	926	221	472	682	10,347	4,955	17,593

※ 平成21年度は、7月から業務開始。同年度は、1件の相談を複数の類型に分類している場合があるため、類型別の件数を合算しても合計と一致しない。



※ 平成21年度は、7月から業務開始。同年度は、1件の相談を複数の類型に分類している場合があるため、この図に示す類型別件数の合算値は、相談件数の合計と一致しない。

# 平成24年度以降の各年度における 関係行政等の展開と当機構の動き

## 平成24年度

### 1. 社会経済情勢

平成24年5月5日 泊原発が運転停止し、日本の全ての原発が稼働停止となった。

平成24年5月22日 東京スカイツリーが開業した。

平成24年6月15日 オウム真理教事件の最後の特別手配犯が逮捕された。

平成24年7月27日 ロンドン五輪が開幕した。日本は金メダル7個を含む計38個のメダルを獲得し、メダルの総獲得数はアテネ五輪を上回り史上最多となった。

平成24年9月 尖閣諸島をわが国が国有化したことに反発し、中国各地で大規模なデモや暴動が発生した。

平成24年10月8日 ノーベル生理学・医学賞を山中伸弥氏が受賞した。

平成24年11月16日 衆議院が解散された。12月に総選挙が行われ、自由民主党が第1党となり、12月26日に第2次安倍晋三内閣が発足した。

平成24年12月2日 中央自動車道笹子トンネルで天井板落下事故が発生した。

### 2. 建設業行政

- (1) 建設産業における社会保険未加入問題への対策のための建設業法施行規則等の改正  
建設業の社会保険未加入問題への対策の一環として、事業者間の公平で健全な競争環境を構築する観点から、中央建設業審議会の審議を踏まえ、建設業法施行規則等の一部が平成24年5月に改正された。

《改正の概要》

- 建設業の許可申請書の添付書類への保険加入状況の追加
- 施工体制台帳等の記載事項への保険加入状況の追加
- 経営事項審査における保険未加入企業への減点措置の厳格化

- (2) 「社会保険未加入対策推進協議会」の設置

建設業における社会保険未加入問題への対策について、行政、発注者、元請企業、下請企業、建設労働者の関係者が一体となって総合的かつ継続的に取組を実施するための推進体制として、「社会保険未加入対策推進協議会」が平成24年7月に設置された。

- (3) 「建設業法令遵守ガイドライン」の改定

建設業の社会保険未加入問題への対策の一環として「建設業法令遵守ガイドライン」が平成24年7月に改定され、

- 社会保険・労働保険の保険料は、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり建設業法で定められた「通常必要と認められる原価」に含まれること
  - 見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があること
  - 下請負人の見積書に法定福利費相当額が明示されているにもかかわらず、元請負人が、下請負人の法定福利費相当額を一方的に削減したり、法定福利費相当額を含めない金額で建設工事の請負契約を締結した場合、建設業法に違反するおそれがあること
- 等が明記された。

- (4) 建設産業戦略会議の提言「建設産業の再生と発展のための方策2012」公表
- 国土交通省では、建設産業戦略会議において、今後の建設産業の再生方策として「建設産業の再生と発展のための方策2011」を平成23年6月にとりまとめたところ、その後、東日本大震災から1年を経た現状を分析し、国土づくり・地域づくりの担い手として建設産業に期待される姿を改めて明らかにするとともに、震災対応から得た知見や教訓も踏まえ、将来の建設産業を見据えて優先的に取り組むべき課題とその対策について改めて議論を深め、平成24年7月に提言をとりまとめた。

### 3. 公取行政

- (1) 軸受製造販売業者等を告発
- 平成24年6月14日、軸受（ベアリング）製造販売業者による産業機械用軸受の販売価格の協定行為に関して、軸受製造販売業者3社及びその販売従事者など7名が独占禁止法違反で検事総長に告発され、平成29年12月までに有罪判決が確定した。
- (2) 杉本委員長就任
- 平成25年3月、公正取引委員会委員長に杉本和行氏が就任した（平成30年3月再任）。
- (3) 国土交通大臣に対する改善措置要求
- 平成24年10月17日、地方整備局発注の土木工事の談合事件に国土交通省職員が関与していた事実が認められたことから、国土交通大臣に対し、官製談合防止法に基づく改善措置要求が行われた。
- (4) 建設業者に対する法的措置
- 地方整備局及び高知県発注の土木工事に係る談合事件について、それぞれ独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令が行われた。

#### (参考) 建設業法に基づく監督処分の事例

[独占禁止法違反]

- (1) 地方整備局及び高知県発注の土木工事に係る談合事件について、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者には、営業停止処分（45～90日間）が行われた。

[刑法、建設業法等違反]

- (2) 地方整備局の事務所が発注した3件の電気工事について、元代表取締役らが、同事務所の防災課長から調査基準価格に近似する価格の教示を受けることにより落札し、また、これに関して同課長に賄賂を供与したとして、入札妨害罪及び贈賄罪による有罪判決（懲役刑（執行猶予付き））が確定した事案につき、営業停止処分（1年間）が行われた。
- (3) 共同住宅新築に係る杭工事中にアースドリル機が路上に転倒して公衆5名が死傷する事故が発生し、社員への業務上過失致死傷罪による有罪判決が確定した事案につき、営業停止処分（7日間）が行われた。

#### 4. 暴対行政

##### (1) 暴力団対策法の一部改正

平成24年8月に暴力団対策法の一部が改正された。改正の概要は、次のとおりである。

- 市民生活に関する危険を防止するための規定整備
- 事務所使用差止請求制度の導入
- 暴力的準備行為の規制強化
- 中止命令違反等に係る罰則強化

#### 5. 当機構の動き

##### (1) 講習会事業

建設業及びその関連業に係る取引に関する法令の遵守、コンプライアンスの必要性等について周知徹底を図るため、講習会の開催及び講師の派遣を表のとおり計159回実施し、受講者数は計10,305名であった。

区 分	回 数	受講者数
建設業協会との共催	16	1,835
企業・団体への講師派遣	123	6,651
発注者への講師派遣	9	674
主催講習	11	1,145
合計	159	10,305

##### (2) 書籍頒布事業

「初めて学ぶ建設業法」（平成24年4月）、「下請法遵守の手引」（平成24年4月）及び「建設業争訟事例100選」（編著）（平成24年11月）を新刊し、次の書籍を改訂した。販売と講習会テキストを合わせた部数（編著は含まない。）は計26,509冊であった。

- ①「建設産業施策ハンドブック」（平成24年6月）
- ②「最近の独占禁止法の運用状況」（平成24年7月）

③「建設業の元請・下請ルール」(平成25年2月)

④「建設業のコンプライアンス」(平成25年2月)

⑤「暴力団対策の手引」(平成25年2月)

(3) 調査研究事業

「暴排条例の施行に伴う暴排条項等の導入に対する建設企業の対応状況調査と課題の整理」を実施した。

(4) 紛争相談事業

「建設業取引適正化センターの設置業務」を国土交通省から競争入札により受託し、東京及び大阪にセンターを設置して、下請代金不払い等の相談に応じた。相談件数は、東京1,038件、大阪638件、計1,676件であった。前年度に引き続き、各地の消費者相談センターや下請かけこみ寺等からの紹介による相談が増加した。

(5) 公益財団法人への移行

平成24年10月26日に内閣総理大臣より公益財団法人として認定され、11月1日に設立の登記を行った。

## 平成25年度

### 1. 社会経済情勢

平成25年6月25日 富士山が世界文化遺産に登録された。

平成25年7月21日 参議院議員選挙で自由民主党が勝利し、「ねじれ国会」が解消した。

平成25年9月19日 JR函館線大沼駅構内で貨物列車脱線事故が発生し、直後にJR北海道のレール幅の検査データに改ざんがあったことが発覚した。

平成25年9月27日 暴力団構成員らに提携ローン会社を通じて融資していたとして、(株)みずほ銀行に業務改善命令が出された。

平成25年10月22日 メニュー表示と異なる食材を使った料理を提供していたことを、(株)阪急阪神ホテルズが公表した。

平成25年12月19日 医療法人から資金提供を受けていた問題で、東京都知事が辞職を表明した。

平成26年2月7日 ソチ五輪が開幕した。日本は金メダル1個を含む計8個のメダルを獲得した。

### 2. 建設業行政

(1) 中建審・社整審基本問題小委員会～当面講ずべき施策のとりまとめ～公表

建設産業では、東日本大震災の復興事業といったインフラの整備や維持管理等での重要な担い手となる一方で、長年続いてきた建設投資の減少や競争の激化等に伴うダ

ンピング受注や下請へのしわ寄せ等により、現場の技能者等の処遇悪化や若年入職者の減少と高齢化の進行による将来の現場の担い手不足への懸念が増大してきた。

こうした課題に対応するため、中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会において議論が重ねられた結果、平成26年1月、「当面講ずべき施策のとりまとめ」として、品確法を中心に、密接に関連する入契法、建設業法についても一体として必要な改正を行い、担い手の確保を実現することが必要との結論が提示された。

### 3. 公取行政

#### (1) 独占禁止法の改正

平成25年12月7日、独占禁止法の一部を改正する法律が成立（平成27年4月1日施行）した。改正の主な内容は、①審判制度の廃止、命令に不服の場合は東京地方裁判所に提訴、②処分前手続として意見聴取手続の導入等である。

#### (2) 北陸新幹線設備工事の工事業者等を刑事告発

平成26年3月4日、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「鉄道建設・運輸機構」という。）発注の北陸新幹線融雪・消雪設備工事に係る談合事件に関して、工事業者8社及びこれら8社の受注業務に従事していた8名が独占禁止法に基づき検事総長に告発され、同年11月までに有罪判決が確定した。

#### (3) 鉄道建設・運輸機構に対する改善措置要求

平成26年3月19日、鉄道建設・運輸機構職員が北陸新幹線融雪・消雪設備工事に係る談合事件に関与していた事実が認められたことから、同機構理事長に対し、官製談合防止法に基づく改善措置要求が行われた。

#### (4) 建設業者に対する法的措置

東京電力(株)発注の送電工事、関西電力(株)発注の送電工事、千葉県発注の土木・舗装工事に係る談合事件について、それぞれ独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令が行われた。

#### (参考) 建設業法に基づく監督処分の事例

[刑法、建設業法等違反]

(1) 未成工事支出金を不正に計上した財務諸表によって得た経営状況分析結果を用いて経営事項審査を申請し、その結果通知書をもって公共工事の発注者に対して競争参加資格申請を行った建設業法違反（経審虚偽記載）事案につき、営業停止処分（45日間）が行われた。

(2) 民間工事において、許可を受けずに建設業を営む者と、政令で定める金額以上の下請契約を締結した建設業法違反（無許可業者との下請契約）事案につき、営業停止処分（7日間）が行われた。

#### 4. 暴対行政

- (1) 暴力団対策法の特定危険指定暴力団の指定  
特定危険指定暴力団に工藤会が指定された。
- (2) 暴力団排除条例制定範囲の拡大  
市町村においても、暴力団排除条例の制定が進められた。

#### 5. 当機構の動き

##### (1) 講習会事業

建設業及びその関連業に係る取引に関する法令の遵守、コンプライアンスの必要性等について周知徹底を図るため、講習会の開催及び講師の派遣を表のとおり計142回実施し、受講者数は計9,306名であった。

区 分	回 数	受講者数
建設業協会との共催	13	1,249
企業・団体への講師派遣	111	7,239
発注者への講師派遣	13	643
主催講習	5	175
合計	142	9,306

##### (2) 書籍頒布事業

次の書籍を改訂した。販売と講習会テキストを合わせた部数（編著は含まない。）は計24,886冊であった。

- ①「独占禁止法遵守の手引」（平成25年6月）
- ②「最近の独占禁止法の運用状況」（平成25年6月）
- ③「建設業法遵守の手引」（平成25年6月）
- ④「建設産業施策ハンドブック」（平成25年8月）
- ⑤「建設業とその関連業界のための暴力団対策の手引」（平成25年10月）

##### (3) 調査研究事業

「建設企業の企業統治の充実強化に寄与する会社法改正に関する情報の収集及び整理並びに情報提供事業」を（一財）建設業振興基金から受託して実施した。

##### (4) 紛争相談事業

「建設業取引適正化センターの設置業務」を国土交通省から競争入札により受託し、東京及び大阪にセンターを設置して、下請代金不払い等の相談に応じた。相談件数は、東京848件、大阪597件、計1,445件であった。初めて相談件数が減少したが、その要因としては、東日本大震災の復興工事の本格化等により建設投資需要が好調だったことが考えられる。

##### (5) 事務所の移転

平成26年3月1日に当機構事務所を東京都千代田区五番町12番地3五番町YS

ビルに移転した。

## 平成26年度

### 1. 社会経済情勢

平成26年4月1日 消費税率が5%から8%に引き上げられた。

平成26年6月21日 富岡製糸場が世界文化遺産に登録された。

平成26年7月2日 STAP細胞の論文の取下げを英科学誌ネイチャーが発表した。

平成26年7～8月 平成26年8月豪雨が発生した。

平成26年9月27日 御嶽山が噴火した。

平成26年10月7日 ノーベル物理学賞を赤崎勇氏、天野浩氏、中村修二氏が受賞した。

平成26年11月21日 衆議院が解散された。12月に総選挙が行われ、自由民主党、公明党が計326議席を獲得し勝利した。

平成26年12月17日 リニア中央新幹線が着工された。

平成27年3月13日 免震材料につき大臣認定不適合及び大臣認定不正取得が判明したことを、東洋ゴム工業(株)が国土交通省に報告した。

平成27年3月14日 北陸新幹線が金沢まで開業した。

### 2. 建設業行政

#### (1) 担い手三法

平成26年1月にとりまとめられた中建審・社整審基本問題小委員会～当面講ずべき施策のとりまとめ～を踏まえ、現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工及び品質の確保と、その担い手の確保を目的として、担い手三法が平成26年6月に公布された。

《改正の概要》

<品確法>

○基本理念の追加

- ・将来にわたる公共工事の品質確保と其中長期的な担い手の確保
- ・ダンピング防止 等

○発注者の責務（基本理念に配慮して発注関係事務を実施）を明確化

- ・予定価格の適正な設定
- ・低入札価格調査基準等の適切な設定
- ・計画的な発注
- ・円滑な設計変更 等

○事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用を位置づけ、

それにより行き過ぎた価格競争を是正

<入契法>

○ダンピング対策の強化

- ・ダンピング防止を入札契約の適正化の柱として追加
- ・入札の際の入札金額の内訳の提出、発注者による確認

○契約の適正な履行（＝公共工事の適正な施工）を確保

- ・施工体制台帳の作成・提出義務を拡大

<建設業法>

○建設工事の担い手の育成・確保

- ・建設業者、建設業者団体、国土交通大臣による担い手の育成・確保の責務

○適正な施工体制確保の徹底

- ・業種区分を見直し、解体工事業を新設
- ・建設業の許可等について暴力団排除条項を整備

(2) 国土交通省直轄工事における社会保険等未加入対策の実施

国土交通省直轄工事では、社会保険等未加入対策として、平成26年8月以降に入札公告を行う工事においては、

○社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に未加入の企業には、競争参加資格を認めない

○下請代金の総額が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上の工事の一次下請業者については、社会保険等加入業者に限定することとした。

(3) 品確法基本方針、入契法適正化指針の改正

担い手三法による品確法と入契法の改正を踏まえ、これらの法律に基づく品確法基本方針と入契法適正化指針において、ダンピング対策を公共工事の発注者の責務として位置付けて対策の強化を図るほか、多様な入札契約方式の導入・活用や社会保険等未加入業者の排除などを公共工事の発注者に求めることとする改正が、平成26年9月に閣議決定された。

(4) 建設業法令遵守ガイドラインの改定

建設工事現場における労働災害防止に対する元請・下請間の意識の向上と共有を図るため、国土交通省は、平成26年10月、建設業法令遵守ガイドラインを改定して、

○建設工事の下請契約において労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化すること

○元下間の合意がないにも関わらず、一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の費用を下請代金の支払時に差し引く行為は、建設業法に違反する「赤伝処理」に該当すること

○下請負人が労働災害防止対策を講ずることに要する経費は、「通常必要と認められる原価」に含まれるものであること

などを明記した。

#### (5) 「建設業フォローアップ相談ダイヤル」の開設

国土交通省では、平成27年3月、品確法等の理解の促進やその趣旨の現場への浸透、適切な受発注者関係の構築に向け、元請・下請など様々な立場の事業者から現場の生の声を聴くため、発注者には言いにくいことや、公共工事の施工現場で事業者が直面する困難な実態などについての相談窓口「建設業フォローアップ相談ダイヤル」を全国10地方整備局等に開設した。

### 3. 公取行政

#### (1) 建設業者に対する法的措置

北海道の農協発注の空調設備工事、農協等（北海道及び福井県を除く。）発注の穀物施設工事に係る談合事件について、それぞれ独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令が行われた。

#### (参考) 建設業法に基づく監督処分的事例

[独占禁止法違反]

- (1) 鉄道建設・運輸機構発注の北陸新幹線融雪・消雪設備工事に係る談合事件について、検事総長に告発され、有罪判決（会社に罰金1億2,000万円～1億6,000万円、行為者に懲役1年2か月～1年6か月（執行猶予3年））が確定した8社に、営業停止処分（60～120日間）が行われた。
- (2) 東京電力(株)発注の送電工事、関西電力(株)発注の送電工事に係る談合事件について、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者には、営業停止処分（30～60日間）が行われた。

[刑法、建設業法等違反]

- (3) 民間工事において、資格要件を満たさない者を監理技術者とし、また、実際の現場には技術者を配置していなかった建設業法違反（技術者不設置）事案につき、営業停止処分（22日間）が行われた。
- (4) 民間工事において、直接的雇用関係がない出向者を専任の監理技術者として工事現場に配置し、また、適正な施工体制台帳を作成しなかった建設業法違反（技術者不設置及び施工体制台帳不作成）事案につき、営業停止処分（22日間）が行われた。

### 4. 暴対行政

#### (1) 建設業法の改正に伴う暴力団規制の強化

建設業許可の欠格要件として、暴力団員であること等が追加されるとともに、その対象となる役員の範囲が拡大された。

#### (2) 建設リサイクル法等の改正に伴う暴力団規制の強化

解体工事業、浄化槽工事業の登録の拒否事由に、暴力団員であること等が追加され

るとともに、その対象となる役員の範囲が拡大された。

## 5. 当機構の動き

### (1) 講習会事業

#### ① 講習等の実施

建設業及びその関連業に係る取引に関する法令の遵守、コンプライアンスの必要性等について周知徹底を図るため、講習会の開催及び講師の派遣を表のとおり計215回実施し、受講者数は計11,091名であった。6月に担い手三法が公布されたことを背景に、回数、受講者数とも大幅な増加となった。

区 分	回 数	受講者数
建設業協会との共催	14	1,386
企業・団体への講師派遣	177	8,523
発注者への講師派遣	16	836
主催講習	8	346
合計	215	11,091

#### ② 建設業取引適正化推進月間における講師派遣等

本年度より建設業取引適正化推進月間の協賛団体となり、地方整備局等での講習会に対し、講師派遣等を行うこととし、4か所の講習会に講師派遣等を行い、参加者数は計440名であった。

#### ③ 建設法務セミナーの開催

「会社法の一部改正」、「民法改正案と建設工事請負契約の実務」及び「民間工事標準請負契約約款の利用状況」をテーマに3回開催し、参加者数は計552名であった。

### (2) 書籍頒布事業

「独占禁止法遵守マニュアル作成の手引」（平成26年5月）、「建設業のための改正会社法」（平成26年7月）及び「反社会的勢力への対応方策」（平成26年9月）を新刊し、次の書籍を改訂した。販売と講習会テキストを合わせた部数（編著は含まない。）は計27,654冊であった。

① 「最近の独占禁止法の運用状況」（平成26年6月）

② 「建設業法遵守の手引」（平成26年8月）

③ 「建設業をとりまく現状と課題（建設産業施策ハンドブック）」（平成26年8月）

④ 「建設業のためのコンプライアンス」（平成26年9月）

⑤ 「建設業の元請・下請ルール」（平成26年10月）

⑥ 「発注者・受注者間の建設工事請負ルール」（平成26年11月）

### (3) 調査研究事業

「建設企業の工事請負契約体系における標準請負約款の利用・活用状況の調査・分

析並びに実務上の問題点の把握及びその情報提供事業」を(一財)建設業振興基金から受託して実施した。

#### (4) 建設業適正取引懇談会の開催

本年度より建設業適正取引懇談会を設置して、建設業及び主要な関連業の法務部門の責任者及び建設業行政の責任者との定例的な情報交換・意見交換を行うこととし、「建設業適正取引推進機構の取組」、「二次下請以降での適正取引遵守」等をテーマに計3回開催した。

#### (5) 紛争相談事業

「建設業取引適正化センターの設置業務」を国土交通省から競争入札により受託し、東京及び大阪にセンターを設置して、下請代金不払い等の相談に応じた。相談件数は、東京802件、大阪478件、計1,280件であった。前年度に引き続き相談件数が減少したが、その要因としては、東日本大震災に伴う復興工事の本格化、東京五輪招致決定による建設需要増への期待等が考えられる。

また、地方整備局等の建設業担当者との意見交換の場を設けて情報を共有した。

## 平成27年度

### 1. 社会経済情勢

平成27年6月1日 外部からのウイルスメールによる不正アクセスにより保有する個人情報の一部が外部に流出したことを、日本年金機構が公表した。

平成27年6月17日 満18歳以上20歳未満の者が国政選挙に参加できること等とする公職選挙法等の一部を改正する法律が、参議院本会議で可決され、成立した。

平成27年7月5日 明治日本の産業革命遺産が世界文化遺産に登録された。

平成27年7月20日 不適切な会計処理につき第三者委員会から調査報告書を受領したことを、(株)東芝が公表した。

平成27年9月 関東・東北豪雨により鬼怒川の堤防が決壊した。

平成27年9月18日 フォルクスワーゲンのディーゼル車で排ガス試験の時だけ排ガスを減らす違法なソフトウェアが使われていた旨を、米国環境保護局が発表した。

平成27年10月 ノーベル生理学・医学賞を大村智氏、同物理学賞を梶田隆章氏が受賞した。

平成27年11月7日 横浜市のマンションで施工データの流用等を行った者が担当した工事について、旭化成建材(株)が国土交通省に調査結果等を報告した。

平成28年1月8日 血漿分画製剤を承認書と異なる方法で製造するとともにこれを隠ぺいしていたこと等により、(一財)化学及血清療法研究所に業務停止処分が出された。

平成28年1月15日 国道18号碓氷バイパスの入山峠付近でスキーバスが転落する事故が発生した。

平成28年3月26日 北海道新幹線が新函館まで開業した。

## 2. 建設業行政

### (1) 建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置（外国人建設就労者受入事業）

復興事業の更なる加速を図りつつ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、緊急かつ時限的措置（2020年度で終了）として、国内人材の確保に最大限努めることを基本とした上で、即戦力となり得る外国人材を建設分野で活用する「外国人建設就労者受入事業」が、平成27年4月から開始した。

### (2) 国土交通省直轄工事における社会保険等未加入対策の強化

国土交通省直轄工事では、社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）の未加入対策を強化するため、平成27年8月以降に入札公告を行う工事においては、○下請代金の総額が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）未満の工事についても、一次下請業者は社会保険等加入業者に限定することとした。

### (3) 基礎ぐい工事問題に関する対策委員会中間とりまとめ・公表

平成26年の横浜市のマンションにおける不具合に端を発した基礎ぐい工事の問題を受け、その実態や要因等について専門的見地から検討を行った。そして、平成27年12月、再発防止策として、

○基礎ぐい工事に関する適正な設計・施工及び施工管理のための体制構築

○建設業の構造的な課題に関する対策

が提言としてまとめられた。

### (4) i-Construction の推進

国土交通省では、人口減少社会でも生産性を向上させて経済成長を実現するため、ICTを建設現場に導入することによって建設生産システム全体の生産性向上を図っていく i-Construction を展開するなど、平成28年を「生産性革命元年」と位置付けて取組を進めることとした。

平成28年9月の未来投資会議（議長：内閣総理大臣）では、近年急速に進展しているAI、ロボット、ビッグデータなどを活用した第4次産業革命による「建設現場の生産性革命」に向け、2025年度までに建設現場の生産性の2割向上を目指す方針が示された。

## 3. 公取行政

### (1) 東北大震災に係る道路復旧舗装工事の工事業者等を刑事告発

平成28年2月29日、東日本高速道路(株)東北支社発注の舗装災害復旧工事に係る談合事件に関して、工事業者10社及びこれら10社の受注業務に従事していた11名が独占禁止法に基づき検事総長に告発され、平成28年11月までに有罪判決が

確定した。

(2) 建設業者に対する法的措置

鉄道建設・運輸機構発注の北陸新幹線融雪・消雪設備工事、北海道の農協等発注の穀物施設工事に係る談合事件について、それぞれ独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令が行われた。

(参考) 刑法の入札妨害罪・談合罪及び官製談合防止法違反事件の事例

(1) 岡山市の小学校の遊具修繕工事等に係る事件

平成27年8月に、岡山市教育委員会事務局副主査が、小学校の遊具修繕工事の随意契約を締結する相手方を決定する見積合わせに際し、建設会社社長に許容価格を少し下回る金額を見積金額として鉛筆書きした見積書等を渡し、見積合わせの結果、同社が契約の相手方になったとして、副主査が官製談合防止法違反、社長が入札妨害罪違反の疑いで逮捕された。平成28年5月に、副主査及び社長に有罪判決が言い渡された。

(2) 千葉市の下水道施設の設計業務に係る事件

平成28年1月に、千葉市下水道施設建設課主査が、浄化センター等の設備更新設計業務の入札に際し、コンサルタント会社部長らに予定価格を漏らし、入札の結果、同社が落札したとして、主査が官製談合防止法違反、部長らが入札妨害罪の容疑で逮捕された。同年7月に、元主査及び元部長らに有罪判決が言い渡された。

(参考) 建設業法に基づく監督処分事例

[独占禁止法違反]

(1) 北海道の農協発注の空調設備工事、農協等（北海道及び福井県を除く。）発注の穀物施設工事に係る談合事件について、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者に、営業停止処分（30日間）が行われた。

[刑法、建設業法等違反]

(2) 2棟のマンションのジョイント部の段差により発覚したくい工事施工不良事案につき、元請負人に建設業法違反（元請責任違反）による指示処分、下請負人に同法違反（一括下請負）による営業停止処分（15日間）及び同法違反（技術者専任義務違反）による指示処分が行われた。

(3) 公共工事において、特定建設業の許可を受けずに政令で定める金額以上となる下請契約を締結し、監理技術者を配置せず、施工体制台帳を作成しなかった建設業法違反（無許可業者との下請契約、技術者不設置及び施工体制台帳不作成）事案につき、営業停止処分（42日間）が行われた。

## 4. 暴対行政

(1) 指定暴力団の規模縮小化

山口組が分裂し、指定暴力団の規模縮小化が進んだ。

## 5. 当機構の動き

### (1) 講習会事業

#### ① 講習等の実施

建設業及びその関連業に係る取引に関する法令の遵守、コンプライアンスの必要性等について周知徹底を図るため、講習会の開催及び講師の派遣を表のとおり計174回実施し、受講者数は計9,797名であった。

区 分	回 数	受講者数
建設業協会との共催	11	1,139
企業・団体への講師派遣	139	7,320
発注者への講師派遣	17	872
主催講習	7	466
合計	174	9,797

#### ② 建設業取引適正化推進月間における講師派遣等

地方整備局等での5か所の講習会に講師派遣等を行い、参加者数は計563名であった。

#### ③ 建設法務セミナーの開催

「近時のコンプライアンスに関するトピックス」及び「戦後の建設工事請負契約等に関する判例の変遷と傾向」をテーマに2か所で開催し、参加者数は計286名であった。

### (2) 書籍頒布事業

「基礎から学ぶ建設業法」(平成27年9月)を新刊し、次の書籍を改訂した。販売と講習会テキストを合わせた部数(編著は含まない。)は計27,081冊であった。

① 「建設業法遵守の手引」(平成27年5月)

② 「建設業の元請・下請ルール」(平成27年5月)

③ 「最近の独占禁止法の運用状況」(平成27年6月)

④ 「独占禁止法遵守の手引」(平成27年7月)

⑤ 「建設業法Q&A」(編著)(平成27年8月)

⑥ 「建設業をとりまく現状と課題(建設産業施策ハンドブック)」(平成27年11月)

⑦ 「建設業判例30選」(編著)(平成27年12月)

### (3) 調査研究事業

「戦後の建設工事請負契約等に関する判例の収集分析」を(一財)建設業振興基金から受託して実施した。

### (4) 建設業適正取引懇談会の開催

「営業所専任技術者の職務執行状況」、「社会保険未加入対策の具体的な進め方」、「担

い手三法施行後の状況」、「経營業務管理責任者のあり方」等をテーマに計6回開催した。

#### (5) 紛争相談事業

「建設業取引適正化センターの設置業務」を国土交通省から競争入札により受託し、東京及び大阪にセンターを設置して、下請代金不払い等の相談に応じた。相談件数は、東京813件、大阪450件、計1,263件で前年度に引き続き減少した。元請・下請間の赤伝処理等についてのトラブルが増加したが、その要因としては、国土交通省の「建設業法令遵守ガイドライン」の指導により、法令違反の意識のなかった残工事のサービス処理等の赤伝処理がトラブルとして表面化したことが考えられる。

また、地方整備局等の建設業担当者との意見交換の場を設けて情報を共有した。

#### (6) 会長の交代

平成28年3月8日に藤田耕三会長が退任し、雛形要松会長が就任した。

## 平成28年度

### 1. 社会経済情勢

平成28年4月 熊本地震が発生した。

平成28年4月20日 自動車の型式指定申請の際に本来の燃費値よりも良い値とするために不正を行っていたことを、三菱自動車工業(株)が国土交通省に報告した。

平成28年5月24日 いわゆる日本版司法取引制度を導入する刑事訴訟法等の一部を改正する法律が、衆議院本会議で可決され、成立した。

平成28年5月26日 三重県志摩市で第42回先進国首脳会議が開催された。

平成28年7月17日 ル・コルビュジエの建築作品が世界文化遺産に登録された。

平成28年8月5日 リオデジャネイロ五輪が開幕した。日本は、金メダル12個を含む計41個のメダルを獲得し、メダルの総獲得数はロンドン五輪を上回り、史上最多となった。

平成28年10月3日 ノーベル生理学・医学賞を大隈良典氏が受賞した。

平成28年11月8日 福岡市営地下鉄七隈線のトンネル延伸工事現場で道路陥没事故が発生した。

平成28年12月28日 労働基準法違反の容疑で、(株)電通及び同社社員を東京労働局が書類送検した。

### 2. 建設業行政

#### (1) 技術者の効率的な配置を図るための建設業法施行令の改正

物価上昇や消費税増税等の社会経済情勢の変化に応じた規制の合理化により、技術者の効率的な配置を図るため、

○特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金額の下限について、3,000万円から4,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円から6,000万円）に引き上げる（民間工事において施工体制台帳の作成が必要となる下請契約の請負代金額の下限についても同様に引き上げる）

○専任の現場配置技術者を必要とする建設工事の請負代金額について、2,500万円から3,500万円（建築一式工事の場合は5,000万円から7,000万円）に引き上げる

こととする建設業法施行令の改正が、平成28年4月に公布、同年6月から施行された。

## (2) 中建審・社整審基本問題小委員会中間とりまとめ・公表

平成26年の横浜市のマンションにおける不具合に端を発した基礎ぐい工事の問題を受け、平成27年12月の「基礎ぐい工事問題に関する対策委員会中間とりまとめ」において、建設業の構造的な課題について速やかに検討を行うよう提言されたことを踏まえ、中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会において検討を行った。そして、平成28年6月、各課題についての対応策として、例えば、

○施工体制における監理技術者等の役割の明確化を図るため、元請と下請のそれぞれの技術者が担う役割を明確化すること

○実質的に施工に携わらない企業の施工体制からの排除を図るため、一括下請負の禁止の徹底に向けてその判断基準を明確化すること

○技術と管理能力に優れた技術者の確保・育成と活躍を図るため、受検機会の更なる拡大に向けた技術検定制度の見直し

等を提示する中間とりまとめが公表された。

## (3) 「監理技術者制度運用マニュアル」の改定

国土交通省では、中建審・社整審基本問題小委員会中間とりまとめの提言等を踏まえ、元請と下請の技術者の担う役割を明確化する等の観点から、「監理技術者制度運用マニュアル」について、平成28年12月に以下のような改定を行った。

○元請の監理技術者等と下請の主任技術者の職務の明確化

○大規模工事における監理技術者の補佐的な役割を担う技術者の配置の推奨

○工場製品における適宜合理的な方法での品質管理の必要を明記

○監理技術者等の専任が不要となった期間における他の専任工事への従事に関する緩和

## (4) 建設業法令遵守ガイドラインの改定

中小企業の取引条件の改善を進める政府全体の取組の中で、国土交通省は、平成29年3月、建設業法令遵守ガイドラインを改定して下請代金の支払手段に係る項目を追加し、

○下請代金はできるだけ現金払いとすること

- 手形等による場合は、割引料を下請事業者には負担させることがないよう、下請代金の額を十分協議すること
- 手形期間は120日間を超えてはならないことは当然として、将来的には60日以内とするよう努力することを明記した。

### 3. 公取行政

#### (1) 司法取引の導入

平成28年5月24日に成立した改正刑事訴訟法により司法取引が導入されたが、独占禁止法違反の罪（カルテル、談合等）も対象とされた（施行は、平成30年6月1日）。

#### (2) 建設業者に対する法的措置

東日本高速道路(株)東北支社発注の舗装災害復旧工事、同関東支社発注の舗装災害復旧工事、地方公共団体等発注の宮城県・福島県における園芸施設工事に係る談合事件について、それぞれ独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令が行われた。

#### (参考) 刑法の入札妨害罪・談合罪及び官製談合防止法違反事件の事例

##### (1) 兵庫県姫路市の橋梁補修工事に係る事件

平成28年10月に、姫路市建設局長が、橋梁補修工事の入札に際し、建設関係の仕事に携わるAに最低制限価格を算定する基準となる設計金額を教え、Aからこれを聞いた建設会社が最低制限価格に近接する価格で入札し、落札したとして、Aとともに逮捕された。平成29年2月に、元建設局長及びAの両方について、「法令の適用について、官製談合防止法違反と刑法の入札妨害罪の2つの罪名に触れるが、重い方の官製談合防止法で処断する」として、有罪判決が言い渡された。

#### (参考) 建設業法に基づく監督処分事例

##### [独占禁止法違反]

- (1) 東日本高速道路(株)東北支社発注の舗装災害復旧工事に係る談合事件について、検事総長に告発され、有罪判決（会社に罰金1億2,000万円～1億8,000万円、行為者に懲役1年2か月～1年6か月（執行猶予3年））が確定した10社に、営業停止処分（60～135日間）が行われた。
- (2) 鉄道建設・運輸機構発注の北陸新幹線融雪・消雪設備工事に係る談合事件について、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者（平成26年度（1）の有罪判決が確定した者を除く。）に、営業停止処分（30日間）が行われた。
- (3) 東日本高速道路(株)東北支社発注の舗装災害復旧工事、同関東支社発注の舗装災害復旧工事に係る談合事件について、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者

((1)の有罪判決が確定した者を除く。)に、営業停止処分(30~60日間)が行われた。

[刑法、建設業法等違反]

- (4) 市が発注した小中学校の耐震補強工事の下請受注に関し、元代表取締役が同市の職員に賄賂を供与したとして、贈賄罪による有罪判決(懲役1年(執行猶予3年))が確定した事案につき、営業停止処分(1年間)が行われた。
- (5) 他の業者が請け負った道路施設維持修繕事業2件の一括下請負をし、うち1件において資格要件を満たす主任技術者を配置しなかった建設業法違反(一括下請負及び技術者不設置)事案につき、営業停止処分(44日間)が行われた。

#### 4. 暴対行政

- (1) 暴力団排除条項の普及

全都道府県において、すべての公共事業等を対象にした暴力団排除条項が整備された。

#### 5. 当機構の動き

- (1) 講習会事業

- ① 講習等の実施

建設業及びその関連業に係る取引に関する法令の遵守、コンプライアンスの必要性等について周知徹底を図るため、講習会の開催及び講師の派遣を表のとおり計223回実施し、受講者数は計11,318名であった。

区分	回数	受講者数
建設業協会との共催	10	1,095
企業・団体への講師派遣	186	8,892
発注者への講師派遣	16	766
主催講習	11	565
合計	223	11,318

- ② 建設業取引適正化推進月間における講師派遣等

地方整備局等での5か所の講習会に講師派遣等を行い、参加者数は計447名であった。

- ③ (一財)建設業振興基金からの講習会の受託

(一財)建設業振興基金が実施した「中小建設業経営者のための基礎講座~法令遵守と利益確保~」につき、業務を受託し、4か所の講習会に講師を派遣して、参加者数は計143名であった。

- ④ 建設法務セミナーの開催

「公共工事発注者のためのコンプライアンス」をテーマに開催し、参加者数は5

9名であった。

(2) 書籍頒布事業

「公共工事発注者のためのコンプライアンス」(平成29年3月)を新刊し、次の書籍を改訂した。販売と講習会テキストを合わせた部数(編著は含まない。)は計27,002冊であった。

①「官製談合防止の手引」(平成28年5月)

②「最近の独占禁止法の運用状況」(平成28年6月)

③「建設業をとりまく現状と課題(建設産業施策ハンドブック)」(平成28年11月)

(3) 建設業適正取引懇談会の開催

「専任技術者の専任性の要件」、「帳簿の保管義務」、「監督処分基準の改正」、「建設工事における一括下請負の判断基準の明確化」及び「技術者不足への対応策」をテーマに計5回開催した。

(4) 紛争相談事業

「建設業取引適正化センターの設置業務」を国土交通省から競争入札により受託し、東京及び大阪にセンターを設置して、下請代金不払い等の相談に応じた。相談件数は、東京920件、大阪428件、計1,348件で増加に転じた。個々の紛争内容類型に該当しない「その他」の相談が増加したが、その内容は、建設業関係法令等の内容の問合せや元請・下請間の紛争を回避するための事前相談等であり、元請・下請間の関係改善のための意識の高まりによるものと考えられる。

また、地方整備局等の建設業行政担当者との意見交換の場を設けて情報を共有した。

## 平成29年度

### 1. 社会経済情勢

平成29年5月26日 債権譲渡特約の効力、契約不適合責任、建物・土地に係る契約の解除等に関する規定の整備を行う民法の一部を改正する法律が、参議院本会議で可決され、成立した。

平成29年6月5日 東名高速道路下り線で、あおり運転を受けて本線上に停車していた車両に大型トレーラーが追突し、夫婦が死亡する事故が発生した。

平成29年6月26日 欠陥エアバッグのリコール等による負債増加のため、タカタ(株)が民事再生法の適用を申請した。

平成29年7月 九州北部豪雨が発生した。

平成29年7月9日 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群が世界文化遺産に登録された。

平成29年9月28日 衆議院が解散された。10月に総選挙が行われ、自由民主党、公明党が計313議席を獲得し勝利した。

平成29年9月29日 日産自動車(株)で無資格者が完成検査を行っていたことが、国土交通省の立ち入り検査により発覚した。

平成29年10月8日 アルミニウムや銅製品の一部で強度、寸法等を偽って出荷していたことを、(株)神戸製鋼所が発表した。

平成29年11月23日 子会社において、銅条製品等の一部につき検査記録データの書換え等により規格に適合しない製品を出荷していたことを、三菱マテリアル(株)が発表した。

平成30年2月9日 平昌五輪が開幕した。日本は、金メダル4個を含む計13個のメダルを獲得した。

平成30年2月28日 前年12月に運行中の新幹線の台車に破断寸前の亀裂が発生した原因は、作業指導票の規定が徹底されず、板厚が図面寸法どおりになっていなかったためであることを、川崎重工業(株)が発表した。

## 2. 建設業行政

### (1) 国土交通省直轄工事における社会保険等未加入対策の強化

国土交通省直轄工事では、社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）の未加入対策を更に強化するため、平成29年4月以降に入札公告を行う工事においては、二次以下の下請業者についても、社会保険等加入業者に限定することとした。

### (2) 建設産業政策会議とりまとめ報告書「建設産業政策2017+10 ～若い人に明日の建設産業を語ろう～」公表

国土交通省では、劇的な進展を遂げるAI、IoTなどのイノベーション、確実に到来する労働力人口の減少といった事態を正面から受け止め、10年後においても建設産業が「生産性」を高めながら「現場力」を維持できるよう、法制度はじめ建設業関連制度の基本的な枠組みについて検討を行った。そして、平成29年7月、「建設産業政策2017+10 ～若い人に明日の建設産業を語ろう～」としてその成果を公表し、

- 業界内外の連携による働き方改革
- 業界内外の連携による生産性向上
- 多様な主体との連携による良質な建設サービスの提供
- 地域力の強化

といった政策の方向性を提示した。

### (3) 社会保険等未加入対策の強化のための建設工事標準請負契約約款の改正

国土交通省では、地方公共団体が発注する公共工事における社会保険等未加入対策の実施を促すため、平成29年7月、公共工事標準請負契約約款を改正し、公共工事の元請企業に対して、その工事の下請（二次以降を含む。）を社会保険加入企業に限定する規定を創設した。

また、公共工事・民間工事を問わず契約段階において法定福利費が確保されるよう

にするため、平成29年7月、建設工事標準請負契約約款（公共・民間・下請）を改正し、受注者が作成して発注者に提出する請負代金内訳書に、法定福利費を内訳として明示することを標準化した。

#### （4）建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン策定

「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）において、建設業については、一定の猶予期間を置いた上で時間外労働の罰則付き上限規制の一般則を適用することとされた。この規制の適用に当たっては、個々の建設企業や建設業界全体における生産性向上に向けた取組と併せて、発注者や国民の理解を得ていくための取組が必要であることから、政府全体として建設業の働き方改革を進めるため、平成29年8月、建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せとして「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」を策定し、適正な工期の設定など受注者・発注者が相互の理解と協力の下に取り組むべき事項について指針としてとりまとめた。

#### （5）建設業働き方改革加速化プログラム策定

国土交通省は、建設業における週休2日の確保をはじめとした働き方改革を更に加速させるため、

- 長時間労働の是正
- 給与・社会保険
- 生産性向上

の3つの分野における新たな施策をパッケージとしてとりまとめた「建設業働き方改革加速化プログラム」を平成30年3月に策定した。

### 3. 公取行政

#### （1）独占禁止法研究会報告書の公表

平成29年4月25日、独占禁止法研究会は、調査協力インセンティブを高める課徴金減免制度を含め、課徴金制度全体について見直しを提言する報告書を公表した。

#### （2）リニア新幹線工事の工事業者等を刑事告発

平成30年3月23日、東海旅客鉄道(株)発注の品川駅・名古屋駅間のリニア新幹線建設工事に係る談合事件に関して、工事業者4社及びこれら4社の受注業務に従事していた2名が独占禁止法に基づき検事総長に告発され、うち2社については同年10月に有罪判決が確定した。

#### （3）建設業者に対する法的措置

東京都、東京港埠頭(株)、成田国際空港(株)発注の舗装工事に係る談合事件について、それぞれ独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令が行われた。

#### （参考）刑法の入札妨害罪・談合罪及び官製談合防止法違反事件の事例

##### （1）千葉市の跨線橋補修工事に係る事件

平成30年2月に、千葉市緑土木事務所長が、跨線橋補修工事の制限付き一般競争入札に際し、建設会社社員に工事価格や他社分も含む技術評価点などを漏らしたとして、所長が官製談合防止法違反、社員が入札妨害罪の容疑で逮捕された。同年5月に、元所長及び社員に有罪判決が言い渡された。

#### (参考) 建設業法に基づく監督処分の事例

##### [独占禁止法違反]

(1) 地方公共団体等発注の宮城県・福島県における園芸施設工事に係る談合事件について、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者に、営業停止処分(30～60日間)が行われた。

##### [刑法、建設業法等違反]

(2) 地方整備局が発注した橋梁鋼上部工工事について、元営業本部副本部長兼東京支店長らが、同整備局の元職員から、予定価格、技術評価点等の教示を受けることにより落札し、また、これに関して同元職員に賄賂を供与した等として、入札妨害罪、贈賄罪、官製談合防止法違反及び国家公務員法違反による有罪判決(懲役1年2か月(執行猶予3年))が確定した事案につき、営業停止処分(127日間)が行われた。

(3) 元営業所長が、地方整備局事務所の元建設監督官に、橋梁鋼上部工工事等の落札業者が提出した技術提案書が欲しい旨の依頼をし、もって職務上知ることのできる秘密を漏らす行為をそそのかしたとして、国家公務員法違反による略式命令(罰金30万円)が確定した事案につき、営業停止処分(22日間)が行われた。

(4) 法定の除外理由がないのに、作業所の労働者に対し、時間外労働に関する協定に定めた時間を超えて時間外労働をさせたとして、作業所長への労働基準法違反による略式命令(罰金30万円)が確定した事案につき、営業停止処分(3日間)が行われた。

## 4. 暴対行政

(1) 暴力団構成員等の減少

暴力団構成員等の総数が3万5千人を下回った(構成員数は、16,800人)。

## 5. 当機構の動き

(1) 講習会事業

### ① 講習等の実施

建設業及びその関連業に係る取引に関する法令の遵守、コンプライアンスの必要性等について周知徹底を図るため、講習会の開催及び講師の派遣を表のとおり計170回実施し、受講者数は計9,721名であった。

区分	回数	受講者数
建設業協会との共催	9	1,004

企業・団体への講師派遣	133	7,028
発注者への講師派遣	20	1,194
主催講習	8	495
合計	170	9,721

② 建設業取引適正化推進月間における講師派遣等

地方整備局等での5か所の講習会に講師派遣等を行い、参加者数は計371名であった。

③ (一財)建設業振興基金からの講習会の受託

(一財)建設業振興基金が実施した「中小建設業経営者のための基礎講座～法令遵守と利益確保」につき、業務を受託し、4か所の講習会に講師を派遣して、参加者数は計121名であった。

④ 建設法務セミナーの開催

「反社会的勢力対策」をテーマに開催し、参加者数は44名であった。

(2) 書籍頒布事業

次の書籍を改訂した。販売と講習会テキストを合わせた部数(編著は含まない。)は計23,112冊であった。講習会の減により、前年度よりも減少した。

①「最近の独占禁止法の運用状況等」(平成29年6月)

②「建設業の元請・下請ルール」(平成29年7月)

③「建設業をとりまく現状と課題(建設産業施策ハンドブック)」(平成29年10月)

④「建設業のためのコンプライアンス」(平成29年10月)

⑤「基礎から学ぶ建設業法」(平成30年3月)

⑥「反社会的勢力対策の手引」(平成30年3月)

⑦「建設業法Q&A」(編著)(平成30年3月)

(3) 建設業適正取引懇談会の開催

「民間工事における社会保険未加入対策の強化策」、「下請代金の支払い手段」、「働き方改革に係る制度インフラの再構築」、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」及び「重層下請構造の改善」をテーマに計5回開催した。

(4) 紛争相談事業

「建設業取引適正化センターの設置業務」を国土交通省から競争入札により受託し、東京及び大阪にセンターを設置して、下請代金不払い等の相談に応じた。相談件数は、東京896件、大阪468件、計1,364件と引き続き増加した。元請・下請関係に関する元請からの相談が増加し、元請が下請の施工の劣悪さを理由に請負代金の減額を要求するといった事例が見受けられた。

また、地方整備局等の建設業行政担当者との意見交換の場を設けて情報を共有した。

平成30年度

## 1. 社会経済情勢

平成30年4月27日 開発・販売した集合住宅において建築確認を受けた図面と実際の施工内容が一部異なるものがあったことを、(株)レオパレス21が発表した。

平成30年6月13日 成年となる年齢及び女性の婚姻適齢を18歳に改める民法の一部を改正する法律が、参議院本会議で可決され、成立した。

平成30年6月29日 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が、参議院本会議で可決され、成立した。

平成30年6月30日 長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産が世界文化遺産に登録された。

平成30年7月 西日本豪雨が発生した。

平成30年8月28日 中央省庁が雇用する障害者数につき3,460人分が国のガイドラインに反して不正に算入されていたことを、厚生労働省が発表した。

平成30年9月4日 台風21号による高潮で関西国際空港が浸水した。また、関西国際空港連絡橋にタンカーが衝突した。

平成30年9月8日 大坂なおみ氏がテニス全米オープンを制覇し、日本人選手による初の四大大会優勝となった。

平成30年10月1日 ノーベル生理学・医学賞を本庶佑氏が受賞した。

平成30年10月2日 役員等が社外の関係者から金品等を受領していた問題について、関西電力(株)が調査委員会報告書を公表した。

平成30年10月15日 シェアハウス向け融資及びその他投資用不動産融資に関する不正行為等により、スルガ銀行(株)に新規の投資用不動産融資を停止する等の行政処分が出された。

平成30年10月16日 免震・制振オイルダンパーの一部が大臣認定や顧客との契約内容に適合しないものとなっていることを、KYB(株)及びカヤバシステムマシナリー(株)が国土交通省に報告した。

平成30年12月8日 新たな外国人材受入れのための在留資格を創設する出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律が、参議院本会議で可決され、成立した。

## 2. 建設業行政

### (1) 中建審・社整審基本問題小委員会中間とりまとめ・公表

「建設産業政策2017+10～若い人に明日の建設産業を語ろう～」(平成29年7月建設産業政策会議とりまとめ)において示された施策を具体化し、併せて働き方改革の動きなど昨今の建設業をめぐる課題に的確に対応するために講ずべき措置について、中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会において検討を行った。そして、平成30年6月、長時間労働の是正、処遇改善、生

産性向上などの分野について、建設業法等の改正も視野に早急に講じるべき施策をとりまとめた。

### 3. 公取行政

#### (1) 確約手続の導入

環太平洋パートナーシップ（TPP）の締結に伴う独占禁止法の改正による、公正取引委員会と事業者の合意により自主的に独占禁止法違反（カルテル、談合等を除く。）の疑いを解決する確約手続の導入が、平成30年12月30日から施行された。

#### (2) 入札における非公表情報の入手等に対する排除措置命令

地方農政局発注の土木工事に係る入札において、農林水産省職員から入札前に技術提案書の添削を受けるなどして入札、受注した建設会社に対し、競争者に対する取引妨害（不公正な取引方法）として独占禁止法に基づく排除措置命令が行われた。

#### (3) 建設関連業の談合に対する法的措置

平成30年7月26日、宮城県大崎市、宮城県等発注の測量業務、建設コンサルタント業務に係る談合事件について、独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令が行われた。

#### (参考) 刑法の入札妨害罪・談合罪及び官製談合防止法違反事件の事例

##### (1) 滋賀県米原市の認定こども園の電気設備工事に係る事件

平成30年4月に、米原市の元部長が、認定こども園の電気設備工事の一般競争入札に際し、電気工事会社代表取締役が最低制限価格などを教えた（ただし、同社はこの工事を落札できなかった）として、元部長及び代表取締役が入札妨害罪の容疑で逮捕された。同年9月に、元部長及び元代表取締役が有罪判決が言い渡された。

##### (2) 宮城県栗原市の交流プラザ改修工事に係る事件

平成30年7月に、栗原市建設部次長が、交流プラザの改修工事の制限付き一般競争入札に際し、設備会社の専務に最低制限価格を算定する基準となる設計価格を漏らし、同専務はこれを別の建設会社の社長に伝え、同社が最低制限価格で応札し、落札したとして、次長が官製談合防止法違反、専務及び社長が入札妨害罪の容疑で逮捕された。同年11月に、元次長、元専務及び元社長に有罪判決が言い渡された。

##### (3) 東京都青梅市の道路改修工事に係る事件

平成30年7月に、道路改修工事の指名競争入札に際し、建設会社の代表取締役が、同社が落札できるように他の建設会社と調整したとして、談合罪の容疑で逮捕された。令和元年9月に、地方裁判所から元代表取締役に無罪判決が言い渡されたが、検察官が控訴し、令和2年9月に、高等裁判所から有罪判決が言い渡された。

#### (参考) 建設業法に基づく監督処分の事例

[独占禁止法違反]

- (1) 東京都、東京港埠頭(株)、成田国際空港(株)発注の舗装工事に係る談合事件について、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者は、営業停止処分（30日間）が行われた。
- (2) 地方農政局発注の土木工事に係る入札において、独占禁止法の不公正な取引方法（取引妨害）に該当するとして、排除措置命令を受けた事業者は、営業停止処分（30日間）が行われた。
- (3) 東海旅客鉄道(株)発注の品川駅・名古屋駅間のリニア新幹線建設工事に係る談合事件について、検事総長に告発され、有罪判決（会社に罰金1億8,000万円～2億円）が確定した2社に、営業停止処分（120日間）が行われた。

[刑法、建設業法等違反]

- (4) 滋賀県米原市の認定こども園の電気設備工事の一般競争入札に際し、元代表取締役が、同市元職員から最低制限価格などの教示を受け、謝礼の趣旨で賄賂を供与したとして、入札妨害罪、贈賄罪及び官製談合防止法違反により有罪判決（懲役2年（執行猶予5年））が確定した事案につき、営業停止処分（1年間）が行われた。
- (5) 宮城県栗原市の交流プラザ改修工事等の制限付き一般競争入札に際し、元取締役が、同市元職員に賄賂を供与して設計価格の教示を受け、一部の工事を自社が落札するとともに、他の工事の設計価格を別の建設会社の元代表取締役に教示して同社に落札させたとして、元取締役に付き入札妨害罪及び贈賄罪、元代表取締役に付き入札妨害罪により有罪判決（前者は懲役2年（執行猶予4年）、後者は懲役1年（執行猶予3年））が確定した事案につき、営業停止処分（120日間、別の建設会社は1年間）が行われた。
- (6) 地方整備局発注のトンネル工事において、その工事監督支援業務の受託業者との間で労働者派遣個別契約を締結して対価を支払ったことが、当該受託業者の取締役で工事監督支援業務の現場責任者であった者に対する賄賂の供与に当たるとして、贈賄罪による略式命令（罰金20万円）が確定した事案につき、営業停止処分（60日間）が行われた。

#### 4. 暴対行政

- (1) 暴力団構成員等の減少  
暴力団構成員等の総数が約3万人（ピーク時の約3分の1）となった（構成員数は、15,600人）。

#### 5. 当機構の動き

- (1) 講習会事業
  - ① 講習等の実施  
建設業及びその関連業に係る取引に関する法令の遵守、コンプライアンスの必要性等について周知徹底を図るため、講習会の開催及び講師の派遣を表のとおり計2

24回実施し、受講者数は計11,459名であった。新規受講者の増により、受講者数が増加した。

区 分	回 数	受講者数
建設業協会との共催	12	1,180
企業・団体への講師派遣	182	8,400
発注者への講師派遣	19	1,167
主催講習	11	712
合計	224	11,459

② 建設業取引適正化推進月間における講師派遣等

地方整備局等での6か所の講習会に講師派遣等を行い、参加者数は計761名であった。

③ (一財)建設業振興基金からの講習会の受託

(一財)建設業振興基金が実施した「建設業経営者等のための基礎講座～建設業の担い手確保に向けた「建設キャリアアップシステム」及び「働き方改革を含むコンプライアンス」～」につき、業務を受託し、5か所の講習会に講師を派遣して、参加者数は計301名であった。

④ 建設法務セミナーの開催

「不祥事事例に学ぶコンプライアンスの勘所」をテーマに開催し、参加者数は139名であった。

(2) 書籍頒布事業

次の書籍を改訂した。販売と講習会テキストを合わせた部数(編著は含まない。)は計25,107冊であった。

①「最近の独占禁止法の運用状況等」(平成30年6月)

②「建設業をとりまく現状と課題(建設産業施策ハンドブック)」(平成30年10月)

③「建設業法遵守の手引」(平成30年12月)

(3) 建設業適正取引懇談会の開催

「今後の許可制度と経営事項審査」、「建設キャリアアップシステム」、「建設業の担い手確保・育成」等をテーマに計5回開催した。

(4) 紛争相談事業

「建設業取引適正化センターの設置業務」を国土交通省から競争入札により受託し、東京及び大阪にセンターを設置して、下請代金不払い等の相談に応じた。相談件数は、東京866件、大阪461件、計1,327件であった。元請・下請間の相手方の倒産等による相談が増加し、零細事業主が事業資金を他に転用したりして資金繰りがつかず倒産に至った事案が多くみられた。

また、地方整備局等の建設業行政担当者との意見交換の場を設けて情報を共有した。

(5) 会員数の増加

会員数は減少傾向が続いていたが、入会勧誘努力の結果、会員数が前年度末よりも13増加し、238会員となった。

## 平成31（令和元）年度

### 1. 社会経済情勢

平成31年4月19日 東京都で87歳の男性が運転する乗用車が暴走し母子2人が死亡する事故が発生した。

令和元年5月1日 天皇陛下がご即位された。

令和元年7月6日 百舌鳥・古市古墳群が世界文化遺産に登録された。

令和元年8月2日 韓国をホワイト国から除外する輸出貿易管理令の一部を改正する政令が閣議決定された。

令和元年9月～11月 アジア初のラグビーワールドカップが国内12都市で開催され、日本代表は決勝トーナメントに進出した。

令和元年10月1日 消費税率が8%から10%に引き上げられ、一部の品目には8%の軽減税率が導入された。

令和元年10月 台風19号により千曲川の堤防が決壊した。

令和元年10月9日 ノーベル化学賞を吉野彰氏が受賞した。

令和元年12月27日 保険商品に関する不適正な募集行為等により、(株)かんぼ生命保険等に保険商品に係る保険募集を停止する等の行政処分が出された。

### 2. 建設業行政

#### (1) 建設キャリアアップシステムの本運用開始

一人ひとりの技能者がその能力や経験に応じた処遇を受けられる環境を整備し、将来にわたって建設業の担い手の確保につなげるため、技能者の保有資格、社会保険の加入状況、現場の就業履歴等を、技能者に配布するICカードを通じ、業界統一のルールでシステムに登録・蓄積する「建設キャリアアップシステム」が、(一財)建設業振興基金を運営主体として平成31年4月から本運用を開始した。

#### (2) 建設技能者の能力評価制度の開始

建設キャリアアップシステムに登録された保有資格や現場の就業履歴などを活用し、専門工事業団体等が技能者一人ひとりについて、その経験や知識・技能、マネジメント能力を踏まえてレベル1～4の4段階で正しく評価する制度として、平成31年4月、建設技能者の能力評価制度が開始した。

#### (3) 外国人材の新たな在留資格「特定技能」の開始

建設業をはじめとする多くの産業分野における人手不足に対応するための即戦力となる外国人を受け入れる新たな在留資格「特定技能」の制度が、平成31年4月から

開始した。建設分野において企業が「特定技能」の外国人材を受け入れるには、出入国管理法に基づく業種横断的な基準に加えて、建設分野の特有の事情に鑑みて国土交通省が設定した上乗せの要件を満たさなければならないこととされた。

#### (4) 新・担い手三法

平成30年6月にとりまとめられた中建審・社整審基本問題小委員会中間とりまとめを踏まえ、相次ぐ災害を受け「地域の守り手」としての建設業への期待、働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正、i-Constructionの推進等による生産性の向上など、新たな課題や引き続き取り組むべき課題に対応するため、新・担い手三法が令和元年6月に公布された。

##### 《改正の概要》

#### I 働き方改革の推進

##### <品確法>

##### ○発注者の責務

- ・適正な工期設定（休日、準備期間、天候等を考慮）
- ・施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等）
- ・適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用）

##### ○受注者（下請を含む。）の責務

- ・適正な請負代金・工期での下請契約締結

##### <建設業法・入契法>

##### ○工期の適正化

- ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）
- ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化

##### ○現場の処遇改善

- ・社会保険の加入を許可要件化
- ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

#### II 生産性向上への取組

##### <品確法>

##### ○発注者・受注者の責務

- ・情報通信技術の活用等による生産性向上

##### <建設業法>

##### ○技術者に関する規制の合理化

- ・監理技術者：補佐する者（技士補）を配置する場合、兼任を容認
- ・主任技術者（下請）：一定の要件を満たす場合は配置不要

#### III 災害時の緊急対応の充実強化、持続可能な事業環境の確保

#### <品確法>

##### ○発注者の責務

- ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な入札・契約方式の選択
- ・災害協定の締結、発注者間の連携
- ・労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映や、災害時の見積り徴収の活用

#### <建設業法>

##### ○災害時における建設業者団体の責務の追加

- ・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化

##### ○持続可能な事業環境の確保

- ・経営管理責任者に関する規制を合理化
- ・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

#### (5) 建設工事標準請負契約約款の改正

請負契約に関するルールの見直し等を含む民法改正が令和2年4月から施行されること、及び令和元年6月の建設業法改正が令和2年10月から施行されることを踏まえ、これらの改正内容を反映する建設工事標準請負契約約款の改正が令和元年12月に行われた。

#### (6) 新型コロナウイルス感染症対応

建設業は、社会資本整備の担い手であると同時に、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う「地域の守り手」として、その社会的使命を果たす必要があり、新型コロナウイルス感染症が拡大しても、事業の継続が求められる。このため、国土交通省では、建設業における新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年3月以降順次、

- 工事現場等での感染予防
  - 公共工事における一時中止等の対応
  - 民間工事における一時中止等の対応
  - 感染拡大防止対策に伴う下請契約等の適正化
  - 技術者配置や講習等に関する対応
- 等の観点から、各種の対策を講じた。

#### (7) 建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ決定

令和5年度からの「あらゆる工事での建設キャリアアップシステム完全実施」を目指し、

- 建設業退職金共済制度の建設キャリアアップシステム活用への完全移行
  - 社会保険加入確認の建設キャリアアップシステム活用の原則化
  - 国直轄での義務化モデル工事実施等、公共工事等での活用
- を柱とする施策に官民連携して取り組むことが令和2年3月に決定された。

### 3. 公取行政

#### (1) 独占禁止法の改正

令和元年6月19日、独占禁止法の一部を改正する法律が成立した（一部を除き、令和2年12月25日施行）。改正の主な内容は、①課徴金減免制度の改正（調査協力減算制度の導入、減免対象事業者数の上限の廃止等）、②課徴金算定方法の見直し（算定基礎の追加、算定期間の延長等）等である。

#### (2) アスファルト合材の価格カルテルに対する法的措置

令和元年7月30日、アスファルト合材の価格カルテルについて、合材製造販売業者に独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令が行われた。なお、本件の課徴金額（約398億円）は、一事件としては過去最高額である。

#### (参考) 刑法の入札妨害罪・談合罪及び官製談合防止法違反事件の事例

##### (1) 福岡県築上町のし尿処理施設建設工事に係る事件

平成31年4月に、し尿処理施設建設工事の条件付き一般競争入札に際し、営業本部営業部課長らが別の建設会社の九州支店建設営業部課長に対して、約1,000万円の利益を供与することを条件に、同社の方が高い入札金額で入札に参加する旨の協定をしたとして、これらの者が談合罪の容疑で逮捕された。令和元年7月に、これらの者に有罪判決が言い渡された。

##### (2) 宮城県多賀城市の配水管移設工事に係る事件

令和2年2月に、多賀城市水道事業管理者が、配水管移設工事の制限付き一般競争入札に際し、建設会社社長に予定価格を漏らしたとして、水道事業管理者が官製談合防止法違反及び入札妨害罪、社長が入札妨害罪の容疑で逮捕された。同年7月に、元水道事業管理者及び元社長に有罪判決が言い渡された。

#### (参考) 建設業法に基づく監督処分事例

##### [独占禁止法違反]

(1) 山梨県発注の土木一式工事に係る談合事件について、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者に、営業停止処分（30日間）が行われた。

##### [刑法、建設業法等違反]

(2) 福岡県築上町のし尿処理施設建設工事の条件付き一般競争入札に際し、元営業所長が同元町議会議員と共謀のうえ、同町元職員に入札参加資格条件を変更させるとともに同元職員から入札参加予定業者名等の教示を受け、また、同元町議会議員に賄賂を供与したとして、入札妨害罪及び贈賄罪により有罪判決（懲役2年（執行猶予3年））が確定し、さらに、元営業本部営業部課長らが別の建設会社の元九州支店建設営業部課長に対して、約1,000万円の利益を供与することを条件に、同社の方が高い入札金額で入札に参加する旨の協定をしたとして、談合罪により有罪判決（前者は懲役1年2か月（執行猶予3年）～懲役1年（執行猶予3年）、後者は懲役10か月（執行猶

予3年))が確定した事案につき、営業停止処分(90日間、別の建設会社は60日間)が行われた。

- (3) 代表取締役が、同社を名宛人とする等の紙片を貼り付け、複写することによって建設業許可通知書を偽造し、少なくとも5件の工事における下請工事の注文者にこれを提出し、もって軽微な建設工事に該当しない工事を請け負った建設業法違反(無許可営業)事案につき、営業停止処分(1年間)が行われた。
- (4) 代表取締役が、在留期間を経過して不法に残留する外国人3名を内装工として店舗新築工事等に従事させ、法人とともに、出入国管理及び難民認定法違反による略式命令(罰金50万円)が確定した事案につき、営業停止処分(3日間)が行われた。

#### 4. 暴対行政

- (1) 山口組の分裂抗争の激化

特定抗争指定暴力団に六代目山口組と神戸山口組が指定された。

- (2) 労働者派遣法違反による暴力団構成員等の検挙の増加

労働者派遣法違反による暴力団構成員等の検挙が、人数・割合とも増加した。

年	暴力団構成員等の検挙人数・割合
令和元年	23人(69.7%)
平成30年	12人(48.0%)
平成29年	6人(42.9%)
平成28年	7人(21.9%)
平成27年	23人(62.2%)

(出典:「令和元年における組織犯罪の情勢」警察庁組織犯罪対策部)

#### 5. 当機構の動き

- (1) 講習会事業

- ① 講習等の実施

建設業及びその関連業に係る取引に関する法令の遵守、コンプライアンスの必要性等について周知徹底を図るため、講習会の開催及び講師の派遣を表のとおり計194回実施し、受講者数は計10,725名であった。

区分	回数	受講者数
建設業協会との共催	12	1,122
企業・団体への講師派遣	149	7,475
発注者への講師派遣	21	1,340
主催講習	12	788
合計	194	10,725

- ② 建設業取引適正化推進月間における講師派遣等

地方整備局等での6か所の講習会に講師派遣等を行い、参加者数は計679名であった。

③ (一財)建設業振興基金からの講習会の受託

(一財)建設業振興基金が実施した「建設業経営者等のための基礎講座」につき、業務を受託し、5か所の講習会に講師を派遣して、参加者数は計152名であった。

④ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、「建設法務セミナー」は開催しなかった。

(2) 書籍頒布事業

次の書籍を改訂した。これらには、令和元年6月に成立した新・担い手三法及び改正独占禁止法の内容を盛り込んだ。販売と講習会テキストを合わせた部数(編著は含まない。)は計21,616冊であった。

① 「最近の独占禁止法の運用状況等」(令和元年6月)

② 「建設業をとりまく現状と課題(建設産業施策ハンドブック)」(令和元年9月)

③ 「建設業法遵守の手引」(令和元年9月)

④ 「建設業の元請・下請ルール」(令和元年12月)

⑤ 「建設業法遵守の手引」(令和2年1月)

⑥ 「独占禁止法遵守の手引」(令和2年3月)

⑦ 「建設業のためのコンプライアンス」(令和2年3月)

⑧ 「基礎から学ぶ建設業のルール」(令和2年3月)

(3) 建設業適正取引懇談会の開催

「CM方式の現状と今後の方向性」、「建設工事標準請負契約約款の改正」等をテーマに計3回開催した。新型コロナウイルス感染拡大の影響により、前年度よりも回数が減少した。

(4) 紛争相談事業

「建設業取引適正化センターの設置業務」を国土交通省から競争入札により受託し、東京及び大阪にセンターを設置して、下請代金不払い等の相談に応じた。相談件数は、東京950件、大阪524件、計1,474件と増加した。「その他」の相談が増加するとともに、元請・下請関係に関する下請からの相談が増加し、元請が、契約内容を明確にしないまま着工させる、一方的に請負代金の減額を要求するといった事例が多くみられた。

また、地方整備局等の建設業行政担当者との意見交換の場を設けて情報を共有した。

(5) 会員数の増加

前年度に引き続き、会員数が前年度末よりも13増加し、251会員となった。

(6) 会長の交代

令和2年3月24日に雛形要松会長が退任し、同年4月1日に菊池洋一会長が就任した。

# 令和2年度

## 1. 社会経済情勢

令和2年4月7日 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出された。

令和2年7月 令和2年7月豪雨により球磨川の堤防が決壊した。

令和2年9月16日 菅義偉内閣が発足した。

令和2年10月1日 システム障害のため、東京証券取引所における全銘柄の売買が終日停止となった。

令和2年10月18日 東京都調布市内の東京外かく環状道路工事シールドトンネル直上地表部において地表面陥没が発生した。

令和3年2月9日 医薬品を承認書と異なる方法で製造するとともにこれを隠ぺいしていたこと等により、小林化工(株)に業務停止処分が出された。

令和3年2月24日 国家公務員倫理規程に違反して利害関係者から供応接待等を受けていたとして、総務省総務審議官ら11名の職員に懲戒処分等が行われた。翌25日には、同じく利害関係者から供応接待を受けていたとして、農林水産事務次官ら6名の職員に懲戒処分等が行われた。

令和3年3月3日 品質試験不適合品を製造販売承認書と異なる製造方法で適合品となるよう処理していたこと等により、日医工(株)に業務停止処分が出された。

## 2. 建設業行政

### (1) 専門工事企業の施工能力の見える化評価制度の開始

技能者一人ひとりの経験や技能について業界横断的かつ業界統一のルールで把握する「建設キャリアアップシステム」を活用し、建設技能者の一人ひとりの能力評価を行った上で、各専門工事企業が抱える技能者のレベルや人数等に応じて専門工事企業としての施工能力を「見える化」して専門工事業団体等が4段階で評価する制度が令和2年4月から開始した。以降、評価実施機関による評価基準の策定等が進められていくこととなった。

### (2) 「工期に関する基準」の策定

新・担い手三法による建設業法の改正に伴い、中央建設業審議会の審議事項の一つとして、工期に関する基準を作成することが新たに位置づけられたことを受け、中央建設業審議会では「工期に関する基準」についての検討を行い、令和2年7月、工事の当事者が工期を設定する際に考慮すべき事項の集合体として「工期に関する基準」を策定し、実施を勧告した。

### (3) 建設業法令遵守ガイドラインの改定

令和元年6月の建設業法改正が令和2年10月から施行されることを踏まえ、国土交通省は、建設業法令遵守ガイドラインを令和2年9月に改定し、

- 著しく短い工期の禁止
- 請負代金を手形で支払う場合の留意事項等について記載した。

(4) 「監理技術者制度運用マニュアル」の改定

令和元年6月の建設業法改正が令和2年10月から施行されることを踏まえ、国土交通省は、監理技術者制度運用マニュアルを令和2年9月に改定し、

- 監理技術者の専任の緩和
- 主任技術者の配置義務の見直し等について記載した。

(5) 「技術検定不正受検防止対策検討会」提言とりまとめ

施工管理技術検定試験において不正受検が連続して発生したことを踏まえ、国土交通省は、「技術検定不正受検防止対策検討会」を設置して再発防止対策等について検討を行い、

- 理解不足による申請ミスの防止対策
- 受検者及び証明者による虚偽申請の抑止の観点から具体の対策について令和2年11月にとりまとめた。

### 3. 公取行政

(1) 古谷委員長就任

令和2年9月、公正取引委員会委員長に古谷一之氏が就任した。

(2) 医薬品卸売業者を告発

令和2年12月9日、(独)地域医療推進機構発注の医薬品の入札談合に関して、医薬品卸売業者3社及び3社で入札等に関係する業務に従事していた7名が独占禁止法違反で検事総長に告発され、令和3年6月に有罪判決が確定した。

(3) 建設業者に対する法的措置

令和2年12月22日、東海旅客鉄道(株)発注の品川駅・名古屋駅間のリニア新幹線建設工事に係る談合事件について、独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令が行われた。

#### (参考) 刑法の入札妨害罪・談合罪及び官製談合防止法違反事件の事例

(1) 滋賀県の文化財保存修理工事に係る事件

令和2年6月に、滋賀県文化財保護課主査が、文化財保存修理工事の事後審査型一般競争入札に際し、建設会社代表取締役が予定価格に近接した金額を漏洩したなどとして、主査が官製談合防止法違反及び入札妨害罪、代表取締役が入札妨害罪の容疑で逮捕された。令和2年11月に、主査及び元代表取締役が有罪判決が言い渡された。

(2) 北海道の農業土木工事に係る事件

令和2年11月に、北海道農地整備課主任が、農業土木工事の制限付一般競争入札

に際し、建設会社社員に非公開の工事価格を漏洩し、同社元役員が同社を構成員とする共同企業体に落札させる旨を他の2業者と協定したとして、元主任が官製談合防止法違反及び入札妨害罪、社員が入札妨害罪、元役員が談合罪の容疑で逮捕された。令和3年3月に元役員に、同年6月に元主任及び元社員に、それぞれ有罪判決が言い渡された。

(3) 福島県会津美里町の町営住宅解体工事に係る事件

令和3年2月に、会津美里町長が、町営住宅解体工事の指名競争入札に際し、建設会社代表取締役が予定価格や最低制限価格を漏洩したとして、町長が官製談合防止法違反及び入札妨害罪、代表取締役が入札妨害罪の容疑で逮捕された。令和3年7月に、元町長及び元代表取締役に有罪判決が言い渡された。

**(参考) 建設業法に基づく監督処分の事例**

[独占禁止法違反]

- (1) 建設業者が発注する、近畿地区における建築物その他の工作物に取り付けられるシャッター等に係る受注調整事件について、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者に、営業停止処分（30日間）が行われた。

[刑法、建設業法等違反]

- (2) 宮城県多賀城市の配水管移設工事の制限付き一般競争入札に際し、元代表取締役が同市元水道事業管理者に賄賂を供与し、予定価格の教示を受けたとして、入札妨害罪及び贈賄罪により有罪判決（懲役1年6か月（執行猶予3年））が確定した事案につき、営業停止処分（1年間）が行われた。
- (3) 滋賀県の文化財保存修理工事の事後審査型一般競争入札に際し、元代表取締役が同県職員から予定価格に近接した金額の教示を受けたとして、入札妨害罪により有罪判決（懲役1年6か月（執行猶予3年））が確定した事案につき、営業停止処分（1年間）が行われた。
- (4) 民間工事において、特定建設業の許可を受けずに政令で定める金額以上となる下請契約を締結し、また、当該工事において監理技術者を配置せず、施工体制台帳及び施工体系図を作成しなかった建設業法違反（政令で定める金額以上の下請契約、技術者不設置及び施工体制台帳等不作成）事案につき、営業停止処分（29日間）が行われた。
- (5) 3件の工事において、資格要件を満たす監理技術者を設置せず、また、軽微な建設工事に該当しない別の工事を、許可を受けないで建設業を営む者に下請発注した、建設業法違反（技術者不設置及び無許可業者との下請契約）事案につき、営業停止処分（29日間）が行われた。

#### 4. 暴対行政

- (1) 建設業法違反による暴力団構成員等の検挙の増加

建設業法違反による暴力団構成員等の検挙人数が増加した。

年	暴力団構成員等の検挙人数
令和2年	21人
令和元年	5人
平成30年	4人
平成29年	16人
平成28年	17人

(出典：「令和2年における組織犯罪の情勢」警察庁組織犯罪対策部)

## 5. 当機構の動き

### (1) 講習会事業

#### ① 講習等の実施

建設業及びその関連業に係る取引に関する法令の遵守、コンプライアンスの必要性等について周知徹底を図るため、講習会の開催及び講師の派遣を表のとおり計87回実施し、受講者数は計6,615名であった。新型コロナウイルス感染拡大の影響により、回数は前年度比約45%、受講者数は前年度比約62%にとどまった。こうした情勢に対処するため、講習のライブ配信を行うこととし、回数の約62%に当たる54回につきライブ配信を行い、受講者数の約59%に当たる3,903名がライブ配信により受講した。

区分	回数	受講者数
建設業協会との共催	8 (1)	717 (161)
企業・団体への講師派遣	64 (47)	5,300 (3,570)
発注者への講師派遣	6 (1)	280 (30)
主催講習	9 (5)	318 (142)
合計	87 (54)	6,615 (3,903)

※下段括弧内は、うちライブ配信を行った回数、受講者数

#### ② 建設業取引適正化推進期間における講師派遣等

新型コロナウイルス感染拡大防止のため3か月間にわたって開催された建設業取引適正化推進期間において、地方整備局等での4か所の講習会に講師派遣等を行い、参加者数は計267名であった。

#### ③ (一財)建設業振興基金からの講習会の受託

(一財)建設業振興基金が実施した「建設業経営者等のための基礎講座」につき、業務を受託し、5か所の講習会に講師を派遣して、参加者数は計149名であった。

④ 建設法務セミナーの開催

「実例で考える 建設業者の重大不祥事対策」をテーマに開催し、参加者数は計25名であった。

(2) 書籍頒布事業

次の書籍を改訂した。これらには、令和元年6月に成立した新・担い手三法及び改正独占禁止法の施行に伴い制定された政省令等の内容を盛り込んだ。販売と講習会テキストを合わせた部数（編著は含まない。）は計16,799冊で、講習会の減少により前年度比約78%にとどまった。

①「公共工事発注者のためのコンプライアンス」（令和2年6月）

②「最近の独占禁止法の運用状況等」（令和2年7月）

③「建設業をとりまく現状と課題（建設産業施策ハンドブック）」（令和2年10月）

④「建設業法遵守の手引き」（令和2年10月）

⑤「建設業の元請・下請ルール」（令和2年12月）

⑥「独占禁止法遵守の手引」（令和2年12月）

⑦「基礎から学ぶ建設業のルール」（令和3年2月）

(3) 建設業適正取引懇談会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催しなかった。

(4) 紛争相談事業

「建設業取引適正化センターの設置業務」を国土交通省から競争入札により受託し、東京及び大阪にセンターを設置して、下請代金不払い等の相談に応じた。相談件数は、東京896件、大阪454件、計1,350件で、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、前年度より約8%減少した。

また、地方整備局等の建設業行政担当者との意見交換の場を設けて情報を共有した。

## 令和3年度

### 1. 社会経済情勢

令和3年6月30日 鉄道車両用空調装置の一部で購入仕様書の記載とは異なる検査の実施等を行っていたことを、三菱電機(株)が発表した。

令和3年7月3日 静岡県熱海市伊豆山の逢初川で、上流の違法な盛り土が原因とみられる土石流が発生した。

令和3年7月23日 東京五輪が、新型コロナウイルス感染拡大の影響による1年延期を経て、開幕した。日本は金メダル27個を含む計58個のメダルを獲得し、メダルの総獲得数はリオデジャネイロ五輪を上回り史上最多となった。

令和3年7月 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島が世界自然遺産に、北海道・北東北の縄文遺跡群が世界文化遺産に登録された。

令和3年9月29日 販売店11社の12店舗において、人員・設備が仕事量の増加に追いつかない等のために不正車検を行っていたことを、トヨタ自動車(株)が発表した。

令和3年10月4日 岸田文雄内閣が発足した。

令和3年10月5日 ノーベル物理学賞を真鍋淑郎氏が受賞した。

令和3年10月14日 衆議院が解散された。31日に総選挙が行われ、自由民主党、公明党が計293議席を獲得し勝利した。

令和3年11月26日 顧客に影響を及ぼすシステム障害を2月から9月にかけて計8回発生させたとして、(株)みずほ銀行等に業務改善命令が出された。

令和4年1月21日 建設工事受注動態統計調査に係る不適切な処理につき、国土交通省の担当職員及び組織管理上の責任を有する職員の処分等が行われた。

令和4年2月4日 北京五輪が開幕した。日本は、金メダル3個を含む計18個のメダルを獲得した。

令和4年2月24日 ロシアがウクライナへの侵攻を開始した。

令和4年3月4日 エンジンの排出ガス及び燃費に関する認証申請においてエンジン性能を偽る不正行為があったことを、日野自動車(株)が国土交通省に報告した。

令和4年3月23日 東京証券取引所に上場されている株券の相場を安定させる目的で取引終了間際に買い注文を大量に入れる等していたとして、証券取引等監視委員会が、SMB C日興証券(株)及びそのエクイティ本部本部長らを刑事告発した。

## 2. 建設業行政

### (1) 「建設業法令遵守ガイドライン」及び「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」の改訂

下請代金の支払に際して、なお多くの企業により手形等による支払いが行われており、そのサイトが十分には短縮されていない等の現状を踏まえ、下請代金の支払の更なる適正化を図るため、「下請代金の支払手段について」(中小企業庁長官、公正取引委員会事務総長)の改正通知が発出されたことを踏まえ、国土交通省は「建設業法令遵守ガイドライン」及び「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」を令和3年7月に改訂した。

### (2) 「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」の改正

施工管理技術検定試験において、不正受検が連続して発生したことを踏まえ、国土交通省は「技術検定不正受検防止対策検討会」を設置して、令和2年11月、講ずべき防止対策についての提言をとりまとめた。このとりまとめを踏まえ、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」を令和3年7月に改正し、不正に資格等を取得した技術者を工事現場に配置した建設業者に対する監督処分の強化等を行った。

### (3) 公共工事標準請負契約約款の改正

受注者が、契約保証として履行保証保険契約を締結したとき及び前払金保証契約を締結したときは、保険証券・保証証書を発注者に寄託することとされているところ、

契約手続の電子化への対応のため、令和4年3月に、発注者があらかじめ認めた電磁的方法で行う場合も、当該保険証券・保証証書を寄託したものとみなす旨、公共工事標準請負契約約款の改正が行われた。

(4) 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の改訂

社会保険加入対策や労働関係法令規制の強化に伴い、法定福利費等の労働関係諸経費の削減を意図して、技能者の個人事業主化（いわゆる一人親方化）が進んでいること、また令和6年4月以降、建設業においては労働基準法の時間外労働の上限に関する規制が適用されることから、請負人として扱うべき者であるかについてより適切な判断が必要となることを踏まえ、国土交通省は令和4年3月に「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を改訂し、

○契約の形式が請負契約であっても、実態が労務の提供である場合、働き方自己診断チェックリストで働き方を確認し、その結果、労働者に当てはまる場合は雇用契約の締結・社会保険の加入を行うよう当該建設企業に求めること

○①10代の一人親方、②経験年数3年未満の一人親方、③働き方自己診断チェックリストで確認した結果、雇用労働者に当てはまる働き方をしているものに発注している企業については、雇用契約の締結、社会保険の加入及び法定福利費の確保を促すこと

等について記載した。

### 3. 公取行政

(1) 中小事業者等取引公正化推進のための取組

令和4年3月30日、独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する緊急調査、下請法上の買いたたきに対する取締り強化などを含む「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」が策定、公表された。

(参考) 刑法の入札妨害罪・談合罪及び官製談合防止法違反事件の事例

(1) 秋田県の地方道路改築補助工事に係る事件

令和3年5月に、秋田県建設政策課政策監が、地方道改築補助工事の一般競争入札に際し、建設会社元社長に予定価格の算出根拠となる工事費等の価格を漏洩したとして、政策監が官製談合防止法違反及び入札妨害罪、元社長が入札妨害罪の容疑で逮捕された。令和3年9月に、元政策監及び元社長に有罪判決が言い渡された。

(2) 新潟県糸魚川市の公衆トイレ整備工事に係る事件

令和3年5月に、糸魚川市産業部都市政策課建築係長が、公衆トイレ整備工事の制限付き一般競争入札に際し、建設会社営業部長に工事価格を漏洩したとして、建築係長が官製談合防止法違反及び入札妨害罪、営業部長が入札妨害罪の容疑で逮捕された。令和3年8月に、元建築係長及び元営業部長に有罪判決が言い渡された。

## (参考) 建設業法に基づく監督処分の事例

[刑法、建設業法等違反]

- (1) 北海道の農業土木工事の制限付一般競争入札に際し、元役員が別の2つの建設会社の社員と、これら2社の方が高い入札金額で入札に参加する旨の協定をしたとして、談合罪により有罪判決(懲役1年(執行猶予3年))が確定し、また、元社員が道元職員から工事価格の教示を受け、謝礼の趣旨で賄賂を供与したとして、入札妨害罪及び贈賄罪により有罪判決(懲役1年6か月(執行猶予3年))が確定した事案につき、営業停止処分(120日間)が行われた。
- (2) 秋田県の地方道路改築補助工事の一般競争入札に際し、元従業員が県元職員から予定価格の算出根拠となる工事費等の価格の教示を受けたとして、入札妨害罪により有罪判決(懲役1年(執行猶予3年))が確定した事案につき、営業停止処分(60日間)が行われた。
- (3) 新潟県糸魚川市の公衆トイレ整備工事の制限付き一般競争入札に関し、元営業部長が同市元職員から予定価格等の教示を受けたとして、入札妨害罪により有罪判決(懲役1年(執行猶予3年))が確定した事案につき、営業停止処分(60日間)が行われた。
- (4) 福島県会津美里町の町営住宅解体工事の指名競争入札に際し、元代表取締役が元町長から予定価格や最低制限価格の教示を受けたとして、入札妨害罪により有罪判決(懲役1年(執行猶予3年))が確定した事案につき、営業停止処分(1年間)が行われた。
- (5) 建設業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第55号)による解体工事業の新設に伴い設けられていた同法施行前のとび・土工工事業の技術者に対して、令和3年6月30日までに限り解体工事業の技術者とみなすこととする経過措置が終了したため、同日を経過した時点において建設業法第7条第2号に掲げる基準を満たさなくなったことにつき、解体工事業の許可取消が行われた。
- (6) 実務経験に不備があるにもかかわらず、技術検定試験を不正に受検し合格した者について、資格要件を満たさないにもかかわらず、建設業法第15条第2号の規定に違反して営業所の専任技術者として配置し、また、建設業法第26条の規定に違反して監理技術者及び主任技術者として工事現場に配置した事案につき、営業停止処分(22日間)並びに指示処分が行われた。

## 4. 暴対行政

- (1) 暴力団構成員等の減少

暴力団構成員等の総数が2万5千人を下回った(構成員数は、12,300人)。

- (2) 市区町村における通報報告制度の整備拡大

受注業者等に対し、暴力団員等から不当介入を受けた場合の警察への通報及び発注者への報告を義務付ける市区町村が増加した。

年	公共工事	測量・建設コンサルタント
---	------	--------------

令和3年	1,513	1,509
令和2年	1,500	1,497
令和元年	1,495	1,492
平成30年	1,491	1,489
平成29年	1,479	1,477

(出典：「令和3年における組織犯罪の情勢」等 警察庁組織犯罪対策部)

## 5. 当機構の動き

### (1) 講習会事業

#### ① 講習等の実施

建設業及びその関連業に係る取引に関する法令の遵守、コンプライアンスの必要性等について周知徹底を図るため、講習会の開催及び講師の派遣を表のとおり計140回実施し、受講者数は計9,448名であった。新型コロナウイルス感染拡大の影響から持ち直し、回数は前年度比約1.6倍、受講者数は前年度比約1.4倍に増加した。これには、令和2年度に導入したライブ配信が大きく貢献しており、回数の約83%に当たる116回につきライブ配信を行い、受講者数の約81%に当たる7,612名がライブ配信により受講した。

区分	回数	受講者数
建設業協会との共催	10 (3)	973 (336)
企業・団体への講師派遣	86 (70)	6,161 (5,078)
発注者への講師派遣	28 (27)	1,753 (1,729)
主催講習	16 (16)	561 (469)
合計	140 (116)	9,448 (7,612)

※下段括弧内は、うちライブ配信を行った回数、受講者数

#### ② 建設業取引適正化推進期間における講師派遣等

新型コロナウイルス感染拡大防止のため3か月間にわたって開催された建設業取引適正化推進期間において、地方整備局等での講習会に、一部はライブ配信等により講師派遣を行い、参加者数は計1,944名であった。

#### ③ (一財)建設業振興基金からの講習会の受託

(一財)建設業振興基金が実施した「建設業経営者等のための基礎講座」につき、業務を受託し、一部はライブ配信により講習会に講師を派遣して、参加者数は計82名であった。

#### ④ 建設法務セミナーの開催

「近時の不祥事事例を踏まえた危機発生時の対応の要点」をテーマに、ライブ配信を併用して開催し、参加者数は計103名であった。

(2) 書籍頒布事業

次の書籍を改訂した。販売と講習会テキストを合わせた部数（編著は含まない。）は計19,302冊で、講習会の増により、前年度よりも増加した。

①「反社会的勢力対策の手引」（令和3年5月）

②「最近の独占禁止法の運用状況等」（令和3年7月）

③「建設業をとりまく現状と課題（建設産業施策ハンドブック）」（令和3年9月）

(3) 建設業適正取引懇談会の開催

「建設キャリアアップシステムの現状及び今後の予定」等をテーマに、新型コロナウイルス感染防止対策を十分に講じた上で、1回開催した。

(4) 紛争相談事業

「建設業取引適正化センターの設置業務」を国土交通省から競争入札により受託し、東京及び大阪にセンターを設置して、下請代金不払い等の相談に応じた。相談件数は、東京974件、大阪434件、計1,408件で、前年度より約4%増加した。

また、地方整備局等の建設業行政担当者との意見交換の場を設けて情報を共有した。